

「熊本市新西部環境工場整備及び運営事業」 要求水準書に関する意見・質問への回答

【要求水準書】

No	質問事項	対応頁	章	節	項	小項目①	小項目②	小項目③	意見・質問内容	回答
1	設計・施工に関わる業務	2	1	2	3	1	(1)		本施設の設計・施工業務について、添付資料7、15、17～19に関する設計業務は、貴市の業務範囲と理解してよろしいでしょうか？	添付資料はいずれも計画設計図書です。詳細及び実施設計は工事請負事業者の範囲となります。
2	再資源化処理を行ったときに出る残さについて	3	1	2	3	2	(2)		再資源化処理を行ったときに出る残さの性状ならびに受入量について、ご教示願います。	性状については、熊本市「平成23年度 熊本市一般廃棄物処理実施計画」における「平成23年度の一般廃棄物の処理システム」等をご参照ください。受入量については、平成21年度実績は1,348t/年です。 なお、資源物、ペットボトル、紙、プラ製容器包装の選別残渣は、手選別により選別された可燃性残渣です。埋立ごみの破碎残渣は、磁選機及びトロンメルによる選別残渣です。
3	産業廃棄物(持込可燃ごみ)について	3	1	2	3	2	(2)		貴市が併せて処理を行うこととされた産業廃棄物の品目名、性状ならびに受入量について、ご教示願います。	あわせて処理を行なうこととした産業廃棄物の種類及び量については熊本市「あわせ産廃の告示」によります。受入量については、現西部環境工場受入実績を以下に示します。 平成19年度 3,250t/年 (9,210台/年) 平成20年度 3,332t/年 (8,855台/年) 平成21年度 2,790t/年 (7,586台/年)
4	処理対象物について	3	1	2	3	2	(2)		持込可燃ごみ中の残さ及び産業廃棄物の形状・性状についてご教示下さい。	No.2、No.3をご参照ください。
5	処理対象物の受入れ	3	1	2	3	2	(2)		「市の委託を受けて委託事業者が資源物等の再資源化処理を行ったときに出る残さ」とは、具体的にどのようなものでしょうか。 また、残さ及びあわせ産廃の処理が、困難な場合及び機器寿命に影響を及ぼす場合には、受入れ量の制限や受入中止等について、御市と協議が行えるものと理解します。	前段については、No.2をご参照ください。 後段については、ご理解のとおりです。
6	処理対象物の受入れ	3	1	2	3	2	(2)		市が合わせて処理を行うこととした産業廃棄物について、現状マニフェストの返送については(ごみピット受入れにて処分終了とし)計量棟にて料金徴収後に収集運搬業者に返却しているのでしょうか。また、排出事業者がマニフェストを別途郵送しているのでしょうか。 更に、想定される年間搬入量・台数をご教示願います。	前段については、計量棟にて受付け、ごみ投入後に計量棟で運搬者に返却しています(C1票は工場での保管用、K票は市に提出用、残りを運搬者に返却)。 後段については、No.3をご参照願います。
7	可燃性粗大ごみ	3	1	2	3	2	(2)		可燃性粗大ごみはごみピットに直接投入せず、一時貯留が必要ですが、その貯留場所、スペースについてご教示ください。	現状は破碎設備の貯留設備(ダンピングボックス 約26m <sup>3</sup> )にて対応しておりますが、詳細は提案による協議とします。
8	処理対象物の受入れ	3	1	2	3	2	(2)		搬入した廃棄物のうち本施設で処理を行うことが困難又は不相当と判断される物(処理不適物)について、その判断は誰がするのでしょうか。	通常は処理不適物のリスト等(民間事業者の提案並びに市の一般廃棄物処理計画等に基づき作られます。)に照らして運営事業者が判別します。疑義がある場合は、市に照会し対応することとします。 なお、処理不適物リスト等に搭載されていないものについて、処理が困難又は不相当であるとして民間事業者が市に協議を申し出て、市が認めた場合は、新たに処理不適物リスト等に加えることができるものとします。
9	処理不適物の貯留設備	3	1	2	3	2	(2)		処理不適物の貯留設備はコンテナとしてよろしいでしょうか。	提案による協議とします。
10	処理不適物の積み込み作業について	3	1	2	3	2	(2)		「専用の設備に貯留された処理不適物については、市が運搬し、処分するものとする」とありますが、運搬車両への積み込みは貴市の所掌範囲と考えてよろしいでしょうか。	運搬車両への積み込みは運営事業者の所掌範囲となります。
11	処理不適物の有価物について	3	1	2	3	2	(2)		既設工場での、処理不適物の有価物に関する品目、売却金額をご教示願います。	品目については金属類を想定し、現工場では売却等は行なっておりません。
12	処理対象物の受入れ	3	1	2	3	2	(2)		“熊本市が被災して災害廃棄物が発生するなど、処理すべき廃棄物が多量に発生した場合にあっては、運転計画等に関わらず、市の指示に従い、施設の運転・廃棄物処理を最優先とするものとする。”とありますが、本文については以下 <u>下線部</u> のように読み替えても宜しいでしょうか。 “熊本市が被災して災害廃棄物が発生するなど、処理すべき廃棄物が多量に発生した場合にあっては、市の指示に従い、発生した災害廃棄物の処理を踏まえた運転計画等を早急に策定し、施設の運転・廃棄物処理を最優先とするものとする。”	基本的にご理解のとおりとしますが、緊急を要する場合も想定されるため、詳細は協議によるものとします。

No	質問事項	対応頁	章	節	項	小項目①	小項目②	小項目③	意見・質問内容	回答
13	災害廃棄物発生時の施設の運転・廃棄物処理によって増加した運営費の精算について	3	1	2	3	2	(2)		「・・・処理すべき廃棄物が多量に発生した場合にあっては、運転計画等に関わらず、市の指示に従い、施設の運転・廃棄物処理を最優先とするものとする。」とありますが、通常時に対して増加分の運営費は貴市と協議のうえで精算対象となると考えてよろしいでしょうか。	運営費の増加理由によりませんが、変動費による委託費の調整分以外に運営費の増加が生じる場合、協議を行います。
14	処理対象物の受入れ	3	1	2	3	2	(2)		災害廃棄物処理を最優先した場合において、計画ごみ質と異なる性状の廃棄物を処理することにより、薬品調達費やメンテナンス費などの増加が想定されますが、当該増加費用については別途清算頂けると理解します。	運營業務委託契約書に記載の規定に従い、増加費用に関する精算も想定します。
15	災害廃棄物	3	1	2	3	2	(2)		災害廃棄物は屋外に一時貯留できるものとしてよろしいでしょうか。また、その際の必要スペースについてご指示ください。	災害廃棄物発生時に協議するものとします。
16	災害廃棄物の受入について	3	1	2	3	2	(2)		災害廃棄物の受入により運転計画、維持管理計画等の変更が想定されますが、当該変更によるリスクは貴市にご負担頂けますようお願いいたします。	変更理由を精査した上で、受託者と協議のうえ、委託費の調整も行います。
17	処理対象物の適正処理	3	1	2	3	2	(3)		要求水準書(案)に関する質疑回答(H23.5.30)No17において飛灰サンプルを提供頂けることになっていますが、具体的な手続きについてご教示ください。	入札参加資格通過者へ募集要項(第2部)と共に案内いたします。
18	飛灰サンプル	3	1	2	3	2	(3)		飛灰サンプルをご提供いただくことが可能との要求水準書(案)時のご回答をいただいておりますが、具体的なご提供手順についてご教示ください。	No.17をご参照ください。
19	副生成物の費用負担について	4	1	2	3	2	(3)		「副生成物の再資源化、処分方法及び費用負担は以下のとおりとする。」とありますが、費用負担の記述がありません。「費用負担」=「役割分担」と理解すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	緊急時の飛灰処理物について	4	1	2	3	2	(3)		「緊急時の飛灰処理物」につきまして、緊急時とはどのような状況を想定されているかご提示願います。また、それぞれ次のケースは緊急時に該当するか判定をお願いいたします。 ①搬入ごみ成分に起因する問題で山元還元が一時的に不可能となった場合 ②新西部工場設備に起因する問題で山元還元が一時的に不可能となった場合 ③飛灰処理業者側の設備トラブル等で突発的に山元還元が不可能となった場合	飛灰処理、運搬事業者におけるトラブル等で一時的に山元還元が出来ない事態を想定しています。後段について、①③については緊急時と判断されますが、②については飛灰のみが積出困難となる状況があればご教示ください。また、①についても阻害要因がどの点にあるかを提案願います。
21	緊急時の飛灰処理物について	4	1	2	3	2	(3)		「緊急時」と想定されない状況で飛灰処理物を貴扇田環境センターへ搬入することを希望することは可能でしょうか。また、可能な場合の費用についてもご教示ください。	原則不可ですが、市が特別に認めた場合のみ、可能とします。その場合の費用については、募集要項(第2部)契約書案をご参照ください。
22	処理対象物の適正処理	4	1	2	3	2	(3)		緊急時の飛灰搬出物の運搬に関して、使用する車両にご指定があれば、ご教示願います。	扇田環境センターの計量器から10トンドンプ以下の車両を想定しています。また、扇田環境センターでの積み下ろしも事業者の所掌となりますので、ユニット車等の対応も必要となります。
23	非常時の飛灰処理物について	4 65 67	1 5 5	2 1 1	3 3 3	2 4 4	(3) ① ⑤		非常時に薬剤処理した飛灰は全量、扇田環境センターで埋立処分とご指示がありますが、1m3プレコンに充填した飛灰処理物は灰ピット室内に区分した専用エリアにて仮保管するものと考えて宜しいでしょうか。また、非常時の定義についても併せてご教示願います。	前段については、ご理解の方法で可としますが、詳細については提案による協議とします。後段については、No.20をご参照ください。
24	不法投棄・ルール違反物の運搬車両への積み込みの所掌について	4	1	2	3	2	(4)		「民間事業者が保管している当該物については、市が適宜搬出し適正処理を行うものとする。」とありますが、運搬車両への積み込み時の重機の用意及び作業者は貴市の所掌範囲と考えるとよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。また、不法投棄の搬入・搬出時で重機を使用する予定はありませんので、民間事業者側での重機の用意・管理は想定していません。
25	市が収集した不法投棄・ルール違反物の保管業務	4	1	2	3	2	(4)		“民間事業者は、市が収集した不法投棄・ルール違反廃棄物を受付したうえで受け入れ、専用ヤードにおいて保管・管理すること。”とありますが、以下の内容について確認させてください。 ① 当該廃棄物の発生量はどの程度でしょうか。 ② 貴市収集車両から専用ヤードへの積み下ろし、専用ヤードから搬出車両への積み込み作業は事業者範囲外と考えると宜しいでしょうか。 ③ 専用ヤードの設置箇所については、各社提案によるものと考えて宜しいでしょうか。また、処理不適物を貯留する“専用の設備”との兼用は可能でしょうか。	①については、5-4-2に記載のスペースを確保してください。(家電4品目平成21年度実績 テレビ496台、エアコン21台、冷蔵庫154台、洗濯機73台ですが、これは現西部環境工場保管場所だけでなく、その他の保管場所も合わせた総量であり、半数程度が現西部環境工場にて保管したと推測されます。不法投棄パトロール収集量(家電4品目除く)は、東部環境工場焼却3t、西部環境工場焼却21t、埋立処分21t、西部環境工場一時仮置き分の数量実績は把握していませんが、少量です。)②については、ご理解のとおりです。③について、設置箇所は提案によりませんが、処理不適物の貯留とは別に設置してください。

No	質問事項	対応頁	章	節	項	小項目①	小項目②	小項目③	意見・質問内容	回答
26	市が収集した不法投棄・ルール違反物の保管業務	4	1	2	3	2	(4)		市が収集した不法投棄・ルール違反廃棄物の保管・管理要領について、現状をご教示願います。	市が持ち込む当該廃棄物の受付、数量の把握、必要な場合には積み込み・積み下ろしの立会い及び専用ヤードの管理・清掃等となります。
27	市が収集した不法投棄・ルール違反物の保管業務	4	1	2	3	2	(4)		市が収集した不法投棄・ルール違反廃棄物には、保管することに伴い届出が必要な、危険物、化学物質等については含まれないものと理解します。	ご理解のとおりです。
28	不法投棄・ルール違反物	4	1	2	3	2	(4)		「民間事業者は、本施設内の専用ヤードにおいて、飛散・流出等しないよう一般廃棄物の保管基準に適合した当該物の保管・管理を行う...当該物については、市が適宜搬出し適正処理を行う」とありますが、当該物の市殿車両への積み込み及び荷降ろしは、市殿にて実施頂くものと理解します。	ご理解のとおりです。
29	不法投棄パトロールについて	4	1	2	3	2	(4)		「ごみステーションに投棄された家電4品目等の市が収集しないごみ及び不法投棄パトロールにより市内各所から回収された不法投棄廃棄物等がある。」とありますが、不法投棄パトロールの頻度、回収物実績(内容・量)等をご教示下さい。	質問No.25をご参照ください。不法投棄パトロールは現在、ほぼ毎日実施されています。回収物は可燃物、不燃物、資源化可能な物ごとに処理を行う施設へ持ち込まれますが、現西部環境工場貯留場所(容器)には、ごく少量の不燃物、資源化可能な物が一時的に仮置きされています。搬出頻度は月に2回程度です。
30	市が収集した不法投棄・ルール違反物の保管業務	4	1	2	3	2	(4)		市が収集した不法投棄・ルール違反廃棄物を保管管理する専用ヤードについて、必要な面積(容積)をお示しください。また、現西部工場において同様のスペースがある場合、参考値として御教授ください。	質問No.25、No.29をご参照ください。現西部工場の家電4品目の現状の仮置き場は約5m×約6mです。
31	市が収集した不法投棄・ルール違反物の保管業務	4	1	2	3	2	(4)		市が収集した不法投棄・ルール違反廃棄物を保管管理する専用ヤードについて、処理不適物の専用貯留設備に含んでもよろしいでしょうか。	質問No.25をご参照ください。
32	市が収集した不法投棄・ルール違反物の保管業務	4	1	2	3	2	(4)		市が適宜搬出とありますが、搬出についての考え方(ストックの状況、定期、その他)をお示しください。	質問No.25、No.29をご参照ください。家電4品目の搬出は月1～2回の頻度です。
33	エネルギーの有効利用(電力)	4	1	2	3	2	(5)		(1)特定供給先の1つであります余熱利用施設について、施設までの電線路予定ルート、距離、配線施工方法をご教示願います。 (2)特定供給先 余熱利用施設及び新区役所について、施工時期、給電開始日等をご教示願います。 (3)特定供給先である新区役所の設備容量(1000kVA)には、既存の西部市民センターの容量はどの程度あるのでしょうか。	(1)余熱利用施設の位置は現在未定です。配線施工方法については地下埋設による送電で、高圧送電・警報信号線設置は決定していますが、その他については未定です。余熱利用施設への屋外配管については、敷地境界までの埋設配管(強電・弱電各1本)約100mとハンドホール3箇所程度を見込んでください。 (2)新区役所は、平成24年1月完成予定ですので、本事業での工事で送電設備を施工し、試運転期間中での給電開始となります。 なお、余熱利用施設の完成予定は未定ですが、本事業の工事外で送電設備工事を行うこととなります。 (3)既存の西部市民センターの容量は、500KVAです。 (新区役所トランス容量:1000KVA=500(増設分)+500(現西部市民センター分))
34	エネルギーの有効利用(電力)	4	1	2	3	2	(5)		各特定供給先の営業日(又は開館日)についてご教示願います。	新区役所の営業日は、土日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)以外の平日が想定されます。余熱利用施設の営業日は、週1日の休館日と年末年始(12月29日～1月3日)以外の日程度を想定しています。
35	売電先及び買電先について	4	1	2	3	2	(5)		売電先及び買電先は運営事業者にて選択してよろしいでしょうか、また、事業期間中に変更することは可能でしょうか。	売電先、買電先は運営事業者にて選択可能です。また事業期間中の変更も可能です。
36	売電収入について	4	1	2	3	2	(5)		事業運営期間中に法改正等により売電単価が変更となり売電収入が増減した場合は清算対象となると理解してよろしいでしょうか。	法令変更により売電単価が変更となる場合は、契約条件の変更を行います。
37	エネルギーの有効利用(電力)	4	1	2	3	2	(5)		市関連施設への特定供給に関し、無受電月9ヶ月/年以上を検討するにあたり、現東部・西部環境工場の年間運転実績を過去3年程度ご教示願います。	現西部環境工場の発電実績は、ごみ処理量98,300トン及び発電機出力3,000kWに対して年間発電電力量が23,000MWh程度です。現東部・西部環境工場は概ね年間300～310日の稼働日数です。また、定期保守については、10～12月の2ヶ月程度で行っています。
38	エネルギーの有効利用(電力)	5	1	2	3	2	(5)		特定供給先の負荷パターンについて、添付資料1にて季時別負荷をご提示いただいておりますが、本数値と実際値との乖離が発生する場合、民間事業者の売電益収支に変動が生じることとなりますので、清算方法について明確化をお願いします。	募集要項(第2部)運営業務委託契約書(案)をご参照ください。

No	質問事項	対応頁	章	節	項	小項目①	小項目②	小項目③	意見・質問内容	回答
39	エネルギーの有効利用(電力)	5	1	2	3	2	(5)		その他熱利用3GJ/hがあるものとして計画とされていますが、常に3GJ/hの負荷があるものとして特定供給先への100%供給できる月数を提示すると理解してよろしいでしょうか。	設備の計画では、その他熱利用3GJ/hがあるものとして行いますが、運営費や特定供給先への供給期間については、その他熱利用3GJ/hの負荷がないもの(利用開始前の状態)として計画・提示ください。
40	特定供給先の負荷について	5	1	2	3	2	(5)		添付資料1にて特定供給先の負荷パターンが明示されていますが、以下をご教示願います。 ①各季節毎の負荷パターンが明記されていますが、各季節に該当する具体的な月日をご教示願います。 ②年間電力量(新区役所:800MWh、余熱利用施設:200MWh)から時間当たりの平均値を算出した場合(年間電力量÷365日÷24時間/日)、季時別負荷として提示されている電力負荷よりも大幅に低い値となります(新区役所:91.3kW、余熱利用設備:22.8kW)。運営費における売電収入を算出する場合、特定供給先が必要としている電力は「季時別電力」ではなく、「年間電力量」として考え、残りを余剰電力として扱えると考えてよろしいでしょうか。 ③特定供給先への電力供給の開始を本施設の運営開始(平成28年3月1日)からと考え、運営費を算出してよろしいでしょうか。	①については、夏季:7月1日～9月30日、冬季:1月1日～3月31日となります。 ②については、ご理解のとおりです。 ③については、ご理解のとおりです。
41	特定供給先の負荷について	5	1	2	3	2	(5)		余熱利用施設への送電線資料をご提示願います。	No.33(1)をご参照ください。
42	特定供給先の負荷	5	1	2	3	2	(5)		「年度間月数を9以上」とありますが、提案における設備が、たとえば送電可能月数が10ヶ月であっても、運転方案の最適化によるSPCの年間の事業収支を勘案し提案月数を9ヶ月とした方が運営期間中の事業収支が低減できる(より低価格な提案が可能となる)場合、貴市にとっては電力基本料金の費用負担が増えるにもかかわらず提案事業者の価格要素点数が高くなる提案を行う事象が発生する可能性があります。 したがって、提案月数をご指示いただく、あるいは月数の定量評価方法についてご検討いただくようお願いいたします。	「年度間月数を9以上」の記載については、特定供給に係る設備投資費用を特定供給により減価償却する場合に9ヶ月以上でない十分なメリットがないため最低月数として記載したものです。1炉運転であっても、特定供給できる余剰電力があれば特定供給する必要がありますので、全停期間を除いた月数で提案をしてください。詳細についてはご提案による協議とします。
43	特定供給先の負荷	5	1	2	3	2	(5)		ご指示の趣旨は「将来予定の熱供給3GJ/h」を行っただうえ、年度間月数9以上の電力の特定供給を行うことと理解いたします。たとえば3GJ/hの熱供給を行わない場合の可能月数が10、熱供給を行う場合の月数が9となる場合、今回の提案では提案月数を9とし、熱供給を行わない期間においての1ヶ月は特定供給を行わず売電収入としてSPCの事業収支に見込む提案とし、貴市が熱供給を開始した段階で売電収入低下分を変動費として精算いただくような費用積算を行うこととの解釈でよろしいでしょうか。	前段については、特定供給期間の趣旨に関してはNo.42をご参照ください。 中段については、「将来予定の熱供給3GJ/h」については未定ですが、供給を開始した場合は供給期間は電気の特設供給を行なっても熱供給できる期間ということをご理解ください。 後段についてはご理解のとおりですが、詳細についてはご提案による協議とします。
44	エネルギーの有効利用(電力)	5	1	2	3	2	(5)		添付資料1の特定供給先の季時別負荷パターンについて月別で示すように願います。 夏季7月～9月、冬季12月～2月と考えるのでしょうか。	質問No.40をご参照ください。
45	エネルギーの有効利用(電力)	5	1	2	3	2	(5)		将来にわたり計画ごみ量が減少し、特定供給先への電力供給が100%できなくなった場合は、御市とご協議の上、ペナルティを含め要求水準の遵守を免除されるものと理解します。	電力供給が行えない理由が、ごみ量の変動等、市に起因することを受託者が立証した場合、要求水準の変更に関する協議を行います。
46	エネルギーの有効利用(電力・熱)	5	1	2	3	2	(5) (6)		民間事業者には想定不可能な以下計画条件については、貴市現計画が仮に未定であっても、提案書における計画条件を各社同一とするため、貴市殿にてご設定願います。 ・余熱利用施設及び将来余熱利用施設の運営開始時期 ・新区役所、余熱利用施設及び将来余熱利用施設の月毎の各施設営業日数 ・将来余熱利用施設の負荷パターン ・将来余熱利用施設への供給が有償の場合の単価設定	・計画のための余熱利用施設及び将来余熱利用施設の運営開始時期は平成28年3月1日としてください。 ・新区役所と余熱利用施設の営業日については、No.34をご参照ください。将来の「その他の熱利用」は通年です。 ・将来余熱利用施設の負荷パターンは3GJ/hで一定です。 ・将来の「その他の熱利用」への供給は無償です。
47	エネルギーの有効利用(熱)	5	1	2	3	2	(6)		御市と熱利用者との間で締結している現在の契約内容について開示願います。	現契約書については公開できませんので、要求水準書及び質疑回答に示している条件にてご検討ください。
48	熱供給契約について	5	1	2	3	2	(6)		貴市と熱利用者との間で締結している現在の契約内容について、添付資料2「園芸ハウス参考単価」に示す以外の契約条件があれば、ご教示下さい。	No.47をご参照ください。

No	質問事項	対応頁	章	節	項	小項目①	小項目②	小項目③	意見・質問内容	回答
49	エネルギーの有効利用(熱)	5	1	2	3	2	(6)		園芸ハウスへの80℃温水供給については有償とあり、添付資料2にて参考単価“蒸気量(温水に必要な)1m <sup>3</sup> につき500円”とありますが、この温水を蒸気加熱以外の方法で供給することとした場合の、清算方法についてご教示下さい。また、現在温水加熱に使用している蒸気条件についてご教示下さい。	前段については、参考単価を元に加熱方法も含めてご提案ください。後段については、蒸気条件はございません。温水供給条件については要求水準書どおりとします。
50	エネルギーの有効利用(熱)	5	1	2	3	2	(6)		園芸ハウス及び余熱利用施設(温浴施設機能)の負荷パターンについて、添付資料2にてご提示いただいておりますが、本数値と実際値との乖離が発生する場合、民間事業者の売電益収支に変動が生じることとなりますので、清算方法について明確化をお願いします。	両施設には合計で最大4GJ/hの熱を供給してください。熱供給は園芸ハウスを優先し、添付資料2の実績値及び負荷パターンによりご提案ください。詳細は募集要項(第2部)運営業務委託契約書案をご参照ください。
51	熱供給契約について	5	1	2	3	2	(6)		添付資料2に「園芸ハウス参考単価」がありますが、この単価は参考であるため、実際の契約時に変更となった場合は清算対象として頂けるかの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
52	園芸ハウスへの熱供給について	5	1	2	3	2	(6)		園芸ハウスへの熱供給契約については、現在の契約の内容を踏襲するとあり、単価については、添付資料2において、「蒸気量(温水に必要な)1m <sup>3</sup> につき500円」とあります。温水に必要な蒸気量は使用する蒸気の条件により異なりますので、供給熱量当りの単価をご教示いただきたくお願い致します。	現在の契約内容を熱量ベースで踏襲しますが、具体的な内容については協議とします。
53	園芸ハウスへの熱供給について	5	1	2	3	2	(6)		添付資料2の「園芸ハウス参考単価」において、温水の供給期間について「5月1日から10月31日までの期間は原則温水を供給しない」とありますが、「組合の申し出に基づいて協議の上、10月に温水を供給することができる。」とあります。運営費算出のための条件としては、5月1日から10月31日までの期間は温水を供給しないものとして考えてよろしいでしょうか。	添付資料2に記載のとおりです。
54	園芸ハウス、余熱利用施設への熱供給について	5	1	2	3	2	(6)		園芸ハウス、余熱利用施設への熱供給開始は、本施設の運営開始(平成28年3月1日)からと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	熱供給契約について	5	1	2	3	2	(6)		入札書類作成期間中に熱利用者(温水利用温室組合殿)に接触し、供給条件などの打合せを行っても良いでしょうか。	本事契約締結後の打合せとさせていただきます。
56	熱供給契約について	5	1	2	3	2	(6)		添付資料2にある単価「蒸気量(温水に必要な)1m <sup>3</sup> につき500円」とは、新西部環境工場内で温水を製造するために消費する蒸気量に対する単価と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	熱供給契約について	5	1	2	3	2	(6)		蒸気単価の温度圧力条件をご提示ください。	提案による協議とします。質問No.52をご参照ください。
58	余熱利用施設への熱供給について	5	1	2	3	2	(6)		添付資料2の「余熱利用施設(温浴施設機能)負荷パターン」において示されている余熱利用施設への熱供給は、年間何日必要と考えてよろしいでしょうか。	余熱利用施設への熱供給は、概ね年間312日程度必要と想定しています。
59	エネルギーの有効利用(熱)	5	1	2	3	2	(6)		その他の熱利用について、“利用がない間は予定熱供給量3GJ/hについては、民間事業者が発電など有効活用してもよい”“市が利用計画を策定した時点で、売電への影響等を勘案し変動費として清算する等その取扱いについて、民間事業者と協議を行う”とあります。民間事業者が事業収支計画策定する際には、この予定熱供給量3GJ/hは、発電等による民間事業者の収入に含まれるものとして計画しても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	その他の熱利用について	5	1	2	3	2	(6)		その他熱利用(将来予定)への予定熱供給量3GJ/hを発電に利用した場合の売電収入について、事業期間終了までの収入として見込み、運営費の算出を行ってよろしいでしょうか。また、その他熱利用施設が稼動した場合は、運営費として見込んでいた上記売電収入を、精算していただけという理解でよろしいでしょうか。	No.59をご参照ください。

No	質問事項	対応頁	章	節	項	小項目①	小項目②	小項目③	意見・質問内容	回答
61	その他の熱利用	5	1	2	3	2	(6)		「その他の熱利用については、・・・利用がない間は予定熱供給量3GJ/hについては、民間事業者が発電に供するなど有効活用してよい」とありますが、提案書上の常用供給熱量としては、余熱利用施設・園芸ハウスの4GJ/h、その他の熱利用:3GJ/h 計7GJ/hにて計上することで宜しいでしょうか。	提案書上の常用供給熱量としては、余熱利用施設・園芸ハウスの4GJ/hのみを見込んでください。
62	その他の熱利用	6	1	2	3	2	(6)		図表1-3のその他の熱利用に供する蒸気は、有償でしょうか。無償でしょうか。ご教示願います。また、無償の場合、当該供給量の予定量からの変動は、タービン発電出力の増減更には民間事業者の売電収入へと波及することから、予定量からの変動に対する清算方法についてご検討願います。	無償での供給となります。当該供給量の変動については、No.59をご参照ください。
63	その他運營業務	6	1	2	3	2	(7)		①航空障害灯は運營業務期間の平成48年3月末まで維持管理するものと考えて宜しいでしょうか。 ②現西部環境工場の解体までに必要となる維持管理業務については、航空障害灯に限定されるものと考えて宜しいでしょうか。	①前段については、約2年間程度を想定としてください。ただし、現工場解体時期は現在のところ未定です。 ②ご理解のとおりです。
64	その他運營業務	6	1	2	3	2	(7)		航空障害灯に関する維持管理業務は、何年度まで見積る必要がありますでしょうか。	質問No.63をご参照ください。
65	航空障害灯の維持管理業務について	6	1	2	3	2	(7)		事業計画策定のために、現西部環境工場煙突の航空障害灯の維持管理に係る費用実績と運営事業者が維持管理を行う期間をご開示願います。また、設備の仕様(メーカー名、数量、性能、型番など)をご教示願います。	前段については、No.63をご参照願います。後段について、現工場の航空障害灯は以下のとおりです。 航空障害灯:数量2個、性能は赤色A級不動光(航空標識の色JISW830D、最高光度30cd以上)、100V、100W 光電式自動点滅器:100V、10A、点灯照度300Lx～450Lx、消灯照度500Lx～800Lx、消費電力1.2W 現状の維持管理に関しては、電球の交換程度です。
66	現西部環境工場の煙突の航空障害灯の維持管理	6	1	2	3	2	(7)		航空障害灯の維持管理に関し、これまでの維持管理履歴及び発注額実績をご開示願います。	No.65に示す設備から検討される維持管理の想定をお願いします。
67	航空障害灯について	6	1	2	3	2	(7)		現西部環境工場の煙突に取り付けられた航空障害灯に関する維持管理業務について、維持管理期間はどの程度想定すればよろしいでしょうか。	質問No.63をご参照ください。
68	航空障害灯について	6	1	2	3	2	(7)		航空障害灯につきまして、現在迄の整備項目・管理費用・補修履歴等を御教示下さい。	No.66をご参照ください。
69	環境影響評価の遵守について	6	1	2	3	3	(1)		環境影響評価書及び同準備書の記載内容は、相違なきものとの理解でよろしいでしょうか?仮に記載内容に相違があり、提案時想定外の費用負担が発生する場合は協議に応じていただけるという理解でよろしいでしょうか。	熊本県環境影響評価条例により環境影響評価を行っているところであり、現在準備書を縦覧している段階です。評価書は、準備書に対して住民・環境影響評価審査会・知事の意見等を踏まえて所要の見直しを行うものであることから、これらの意見等の内容によっては一定の追加項目等が発生する可能性はあります。双方の内容に著しい乖離が生じ、大きな追加費用が発生する場合には協議とします。 ご理解のとおりです。
70	環境影響評価事後調査	6	1	2	3	3	(1)		本項に記載の「計画書作成」「調査実施」「報告書作成」等の業務に係る費用は、建設工事費に計上することで宜しいでしょうか。	
71	施設見学者対応	6	1	2	3	3	(2)		見学者の1回当たりの最大人数及び平均人数、また、目的、年齢層をご教示下さい。	前回回答のとおりとします。
72	施設見学者対応	6	1	2	3	3	(2)		行政視察を除く、施設見学希望者からの予約受付並びに見学当日の来場時受付は、御市で実施頂くものと理解して宜しいでしょうか。 運営事業者が対応するのは、研修室での説明及び場内見学コースの引率・説明と理解します。	行政視察以外の見学については、全て運営事業者で対応してください。
73	施設見学者対応	6	1	2	3	3	(2)		運営事業者が協力を行う、市の本施設への行政視察への対応について、協力を伴って発生する費用は運営事業費に計上するという理解でよろしいでしょうか。また、行政視察の頻度(もしくは過去の実績)、協力の内容等についてお示しください。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、工場新設時期には頻度が増すと想定され、内容については、資料作成や必要な情報提供、説明などを想定しています。

No	質問事項	対応頁	章	節	項	小項目①	小項目②	小項目③	意見・質問内容	回答
74	地元協会等への参加について	6	1	2	3	3	(3)		「本事業に関して地域の環境保全その他関連事項について協議・調整を行なう協議会等(地元住民等、市、民間事業者等関係者によって構成。)に参加し、必要な役割を担うこと。」とありますが、事業者は参加・出席・運営協力(技術に関する説明・資料作成等)を行なうものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
75	事業期間終了前の性能確認試験について	6	1	2	3	3	(4)		事業期間終了前の性能確認試験に係る費用は運営事業者にて負担するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
76	事業期間終了の取扱いについての協議	7	1	2	3	3	(4)		運営期間中ごみの変化や災害等の不測の事態により、事業期間終了時に補修計画が変更となった場合において5年間の設備補修について、運営事業者の負担にならないものと考えます。	市に帰責事由がある事態が、補修計画の変更の原因となった場合には、運営事業者の負担にはなりません。計画変更が生じた場合には、速やかに市と協議いただきます。
77	貴重品等の誤廃棄への対応	7	1	2	3	3	(6)		該当する事象が過去に生じたことはありますでしょうか。また、運営事業者での対応には限界があるため、受付のみ運営事業者の範囲とし、その後の対応は御市としてください。	過去に類似事例はあり、必要な対応として1-2-3-3(6)のとおりとします。
78	貴重品等の誤廃棄への対応	7	1	2	3	3	(6)		「誤って貴重品等を廃棄～回収に協力するものとする」とありますが、過去に既設工場でこのようなケースがあったのでしょうか？	No.78をご参照ください。
79	事業用地の確保	7	1	2	4	1	(1)		貴市の業務範囲である事業用地の確保について、用地測量業務(面積測量・境界確認・実測平面図の作成等一式)も含まれていると理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
80	施設建設費の支払いについて	8	1	2	4	2	(2)		施設建設費の支払いについて、原則、出来高に応じて年度毎に建設請負事業者へ支払うものとしてありますが、通常の熊本市発注工事と同様、熊本市会計規則に準じ、保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号。以下「前払金保証事業法」という。)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証を条件に工事代金の一部を前払金として支出されることはないのでしょうか。国内の他のDBO案件では、事業規模が大規模であることから事業者の資金負担の軽減を図るため、一般的には公共発注者から前払金が支出され、当該事業においても熊本市から事業者に対して40%以内の前払金が支出されることが期待されます。また前払金を支出することで事業者の資金調達コストが軽減されるため、事業のVFMの向上に繋がるものと思料されます。	募集要項(第2部)契約書案をご参照ください。
81	副生成物の処理及び処分	8	1	2	4	3	(2)		飛灰処理物とはp4、図表1-1の「緊急時の飛灰処理物」のことを指しているのでしょうか？	ご理解のとおりです。
82	処理手数料の収納	8	1	2	4	3	(4)		22年度の廃棄物処理手数料の1日あたりの平日・休日それぞれの収納実績最大金額と年度合計金額をご教示願います。	平成22年度の収納実績最大金額は、平日が682,545円(12/20) 休日が通常の休日で543,705円(12/18) 年末特別収集日で631,100円(12/29)です。年度合計金額が99,292,425円です。
83	建設場所と予定敷地面積	9	1	3	1		(1)		建設場所の用地は土壌汚染対策法等の法規を全てクリアした状態で提供されるものと考えてよろしいですか。	今後「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」を当室から関係課に提出します。関係課との事前打合せでは、今回事業地において掘削した土については、外部に持ち出さないという条件がつくものと考えられます。やむおえず外部に搬出する場合には必要な処理を行う必要があります。よって、土壌汚染対策法に伴う対策については、事業者で行う事になります。また、特別な対策が必要となった場合には、その費用負担について協議を行なうものとします。(正式な届出は設計完了後となり、また、調査及び対策の必要性については協議中です。)
84	緑化率	9	1	3	3		(7)		緑地率の算定根拠として、予定敷地の面積は約7.0ヘクタールと考えてよろしいでしょうか。その場合、調整地を面積に算入することは可能でしょうか。	緑地率については、[要求水準書 添付資料3]に表示している破線で囲まれた範囲内において確保するものと考えております。対象面積は約4.5ha(調整池含む)になります。
85	その他法規制	9	1	3	3		(8)		浸水想定区域の浸水想定高さ(2~5m)は現状地盤からの高さとしてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
86	ユーティリティ条件	10	1	3	4				添付資料2に現西部環境工場屋外余熱供給配管平面図が示されており、ハウス園芸向けの余熱利用配管の取合点が示されていますが、余熱利用施設の取合点は弊社提案によるものとの解釈でよろしいでしょうか。	5-2-1の②【変更できない仕様】に記載された内容で費用を算出ください。

No	質問事項	対応頁	章	節	項	小項目①	小項目②	小項目③	意見・質問内容	回答
87	(全般:一例として→)	10	1	3	4	1			“1-3-4-1 電気”とアンダーラインがある箇条書きと、アンダーラインのない箇条書きが見られますが、何か意図・違いがあるのでしょうか。	特に意図はありません。
88	ユーティリティ条件	10	1	3	4	1			現西部環境工場の電気の引込み点と電圧をご教示ください。	平成23年7月20日公開の追加回答:要求水準書(質疑No.150)添付資料をご参照ください。なお、電圧は高圧受電6,600Vとなります。
89	水道	10	1	3	4	2			新設工場用に分岐するものとして、分岐点以前の配管の更新工事は本工事範囲外と考えてよろしいでしょうか。	提案により分岐点以前の配管更新が必要となった場合は、本工事範囲内となります。
90	既設上水取合箇所、水道管との取り合い口径について	10	1	3	4	2			水道については、「既設工場の引きこみ管により分岐する」とあり、添付資料5において、既設工場における公共水道との取合箇所が示されていますが、水道料金算出にあたり、既設工場の引きこみ管と、公共水道との取り合い口径は100mmと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
91	水道水、井水の水質	10	1	3	4	2			既設プラントで実施した上水の水質分析結果があれば、ご教示願います。	現西部環境工場の上水の水質分析は実施していません。
92	水道	10	1	3	4	2			「既設工場の引き込み管により分岐すること」と記載がありますが、添付資料5の上水取り合い箇所より分岐すると考えてよろしいでしょうか？ また、給水負担金が発生する場合は、金額を御教示願います。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、提案により必要となる経費は変動する考えられます。
93	水道の取合い点	10	1	3	4	2			既設工場の引き込み管より分岐するとありますが、添付資料5に記載の「上水 取合箇所」と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
94	ユーティリティ条件について	10	1	3	4	4			質問回答(追加)(23.7.20)No.80において「受益者負担金と本管接続までの工事負担金が必要」とのことですが、工事負担金額をご教示下さい。	計画のための受益者負担金については700万円程度を想定してください。工事負担金については、西側隣接道路に接続のためほとんどかからないと見込んでいますが、計画のために工事費として算出し、提案してください。
95	生活排水	10	1	3	4	4			生活排水は下水道に放流すると記載がありますが、接続予定部分の計画下水道管の深さを御教示願います。また、受益者負担金の金額についても御教示願います。	接続予定部分の計画下水道管の深さはGL-1.5m程度です。受益者負担金についてはNo.94をご参照ください。
96	雨水	10	1	3	4	6			雨水の用途としては、植栽の散水および便所の中水にも再利用してもよろしいでしょうか。	利用可能です。
97	井水	10	1	3	4	7			「必要な場合は井戸を掘ること」とあり、採水可能水量のご提示もありましたが、採水量の70,000トンは運営開始後最長35年間に渡り地下水の減少に寄与しないと予測される水量の上限と考えてよろしいでしょうか。	採水量70,000トンは、現西部環境工場の使用量と同程度の量です。
98	井水	10	1	3	4	7			過去の質問回答書において、既設ではボイラ水に井水を使用していないとのことですが、使用されない特別な理由等あればご教示願います。また、新施設においてボイラ水等での使用が制限されるものがある場合はご教示ください。	前段は井水中の成分(塩素分)を勘案し、使用していません。後段は状況を判断し、提案してください。
99	井水	10	1	3	4	7			井水設備を設置する場合、本施設の引渡し前に工事用として利用することは可能でしょうか？	現西部環境工場での使用量との合計が年間7万トンを超えない範囲であれば使用可能です。
100	処理不適物	11	1	4	1	2			処理不適物の位置づけの仕方をご教示願います。	要求水準書に記載されているとおりです。
101	処理不適物	11	1	4	1	2			処理不適物の例が挙げられていますが、揮発油、火薬類、発炎筒、農薬類、毒物・劇物等を適切に保管するための指針をご教示ください。	ご提案によります。
102	計画処理量	11	1	4	1	3			現西部環境工場における、ごみ搬入量に係る月別変動係数の過去3～5年分をご教示願います。	平成15年度から平成19年度の平均値を参考に示します。 4月 1.06 5月 1.07 6月 1.01 7月 1.03 8月 1.03 9月 1.00 10月 0.99 11月 0.96 12月 1.13 1月 0.9 2月 0.81 3月 1.00
103	産業廃棄物について	11	1	4	1	3			年間処理量75,000t中のあわせ産廃の月別搬入量および搬入車両台数等をご教示下さい。	平成21年度の現西部環境工場の年間実績は搬入量2,790トンで搬入車両台数は7,586台です。月別量は次のとおりです。 (4月712台、272.14t)(5月588台、221.04t)(6月730台、284.77t)(7月651台、258.98t)(8月622台、215.04t)(9月609台、215.79t)(10月479台、168.76t)(11月579台、206.52t)(12月817台、273.32t)(1月457台、159.76t)(2月659台、261.86t)(3月683台、251.61t)

No	質問事項	対応頁	章	節	項	小項目①	小項目②	小項目③	意見・質問内容	回答
104	計画ごみ質	11	1	4	1	4			計画ごみ質は御提示の低質から高質までの範囲で、ごみ中の可燃分中組成に関しては、ごみ質によらず図表1-5の元素組成を用いるものと理解でよろしいでしょうか？	図表1-5の元素組成は基準ごみの数値です。低質、高質の元素組成のC、H、Oは変化するとしてください。
105	計画ごみ質	11	1	4	1	4			図表1-4、1-5にある計画ごみ質、元素組成は、「要求水準書(案)に関する意見・質問への回答」No.89にて「本施設に搬入される収集可燃ごみ、持込可燃ごみ、可燃性粗大ごみから処理不適物を除いたもの」とありますが、「貴市があわせて処理を行うこととした産業廃棄物」は「持込可燃ごみ」に含まれており、図表1-4、1-5には合わせ産廃が加味されたごみ質、元素組成が示されていると解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
106	ごみの可燃物中元素組成について	12	1	4	1	4			低質ごみ(高質ごみ)の可燃分元素組成は、図表1-5に示す基準ごみと同じ数値と考えてよろしいのでしょうか。	質問No.104をご参照ください。
107	ごみの灰分中に含有する金属類の異物について	12 65	1 5	4 1	1 3	4 4			ごみの灰分中に含有する金属類の異物の割合について、実績値があればご教示願います。また、どのようなものを想定されているのか併せてご教示願います。	特に想定はしていません。一般的なごみとしてお考え下さい。
108	可燃性粗大ごみ	12	1	4	1	5			可燃性粗大ごみの搬入実績をご教示下さい。	前回回答のとおりとします。
109	騒音規制値について	13	1	4	3	3			騒音の規制値は、工場稼働時の規制値と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
110	搬入搬出車両	13	1	4	2	5		図表1-6	主灰の搬出車両の最大寸法(ダンプ時の最高高さを含む)及び最小回転半径は、一般的な20tダンプ車クラスと考えてよろしいでしょうか。また、可燃性粗大ごみ搬入車両の最大寸法(特に必要最高高さ)をご教示下さい。	前段はご理解のとおりです。後段は、プラットホームの有効高さを参考としてください。
111	搬入出車両の仕様	13	1	4	2	5			図表1-6に記載の仕様の20トン等の車両の重量表示は、積載重量でしょうか。通称でしょうか。誤解を招かぬよう車両の寸法での表記をお願い致します。	図表1-6のトン数は積載重量です。
112	搬入実績について	13	1	4	2	5		図表1-6	図1-6「搬入搬出車両の実績」について、搬入搬出車両の最大実績はお示しいただいておりますが、 ①1日当りの平均搬入車両台数をご教示下さい。 ②主灰運搬車が来場する曜日・時間帯をお示し下さい。	①最大車両の50%～100%程度の変動と想定します。 ②月曜日から土曜日、8:00から17:00ごろを想定しています。
113	機能性に関する条件	16	1	4	4	4			駐車場使用料金については本事業の範囲外とありますが、当該費用を入札価格(運営費)に含める事は認めないということでしょうか。その場合、本事業の実施のみを目的として設立された運営事業者が支払う駐車場使用料金の原資はどのように確保すればよろしいのでしょうか。また、「別途市が定める駐車場使用料金」について具体的な内容あるいは規定をご教示ください。	前段について、駐車場使用料金は入札価格(運営費)に含ませないこととします。駐車場使用料金を本事業外とした理由は、運転作業員等が西部環境工場に通勤することは必須ですが、自家用車での通勤は必須となり得ず、本事業実施と密接不可分ではないと市で判断しています。よって、駐車場使用料金は運転作業員等の各自の判断となり、事業の目的外使用として個人から駐車料金を徴収するものとします。(なお、現時点では制度の詳細が確定しておりません。具体的な徴収方法としては、便宜上、民間事業者で取りまとめていただくことがある可能性もあります。)後段については、市の方針決定後お知らせいたします。
114	機能性に関する条件	16	1	4	4	4			“民間事業者の従業員が使用する駐車場に関しては、行政財産の目的外使用となるため、別途市が定める駐車場使用料金を市に納付することが必要である。なおこれについては、本事業の範囲外である。”とありますが、駐車場使用料金・課金方法の詳細についてご教示下さい。また、“本事業の範囲外”とはどういう意味でしょうか。	No.113をご参照ください。
115	駐車場の使用について	16	1	4	4	4			運営管理に必要な車両とは、以下の車両と理解してよろしいでしょうか。 ①貴市管理職員が使う業務車両 ②運営事業者が使う業務車両 ③維持補修のための業務車両 ④運転作業員の通勤車両 なお、上記の車両の駐車料金は無料と理解してよろしいでしょうか。	①、②、③については、ご理解のとおりです。④については、No.113をご参照ください。なお、現時点では制度の詳細が確定しておりませんので、現時点での考え方を示したものであり、実施時点では異なる場合もあります。
116	駐車場料金について	16	1	4	4	4			駐車場の使用料金及び料金体系(時間貸し、月極等)をご教示ください。	No.113をご参照ください。

No	質問事項	対応頁	章	節	項	小項目①	小項目②	小項目③	意見・質問内容	回答
117	受動喫煙の防止について	16	1	4	4	4			分煙とする場合、貴市職員事務室に喫煙室を設ける必要はありますでしょうか。または、共用喫煙室としてよろしいでしょうか。	共用喫煙室としてください。
118	駐車場使用料金	16	1	4	4	4			本項4行目以降の注釈の記載によると、運営期間中、民間事業者従業員による駐車場使用料金の納付は不要との理解で宜しいでしょうか。	当該駐車場使用料金の納付は必要です。
119	機能性に関する条件	16	1	4	4	4			民間事業者の従業員が使用する駐車場使用料金及び支払い方法など教示願います。駐車場料金の変動についても協議して頂けると考えます。	前段については、No.113をご参照ください。後段については、市が示す使用料の支払いとします。
120	機能性に関する条件	16	1	4	4	4			駐車場に関して、市民及び施設一時来場者に対しても駐車場使用料金を徴収対象となるのでしょうか。	一時利用者は対象となりません。
121	駐車場代	16	1	4	4	4			「別途市が定める駐車場使用料金を市に納付することが必要」「これについては、本事業の範囲外」とありますが、本事業の運営事業者の支出算出に必要となるため、駐車場使用料金をご教示願います。	No.113をご参照ください。
122	機能性に関する条件について	16	1	4	4	4			「将来より厳しい市の方針が決まった場合には、それに従うこと。」とありますが、方針が決定した時点で別予算にて対応していただけるものと考えてよろしいでしょうか。	より厳しい方針の想定としては、完全禁煙が考えられることから、新たにコストを伴う対応は生じにくいと考えられますが、協議とします。
123	機能性に関する条件	16	1	4	4	4			駐車場の整備において、見学者用と運営事業者のための駐車場を区分する必要がありますでしょうか。	原則、ご理解のとおりとしますが、詳細は安全上の配慮を行った上で提案による協議とします。なお、施設整備当初から従業員通勤者用の位置付け・名目(従業員用駐車場という表示をサイン工事で行うこと。)での駐車場整備はできませんのでご注意ください。(運営事業者等の業務車両の駐車場の整備は可能。)
124	機能性に関する条件	16	1	4	4	4			駐車場使用料金について、一台当たりの金額、課金方法(使用予定の台数もしくは実際の駐車台数)及び支払い方法(頻度、手法)についてお示しください。	No.113をご参照願います。
125	機能性に関する条件	16	1	4	4	4			市の他の施設において、完全な禁煙を実施している施設はありますでしょうか。また、将来、より厳しい市の方針が決定することを想定し、施設内は禁煙としたほうがいいのでしょうか。	前段については、まだありません。後段については、提案による協議とします。
126	準拠仕様書について	18.19	2	3.4					建築電気・建築機械設備の準拠する仕様書は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修による「公共工事標準仕様書(電気設備工事編)」「同(機械設備工事編)」「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)」「同(機械設備工事編)」「電気設備工事監理指針」「機械設備工事監理指針」「建築設備設計基準」と考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
127	避雷設備について	18,19	2	4					関係法令等 2-3(10)日本工業規格、2-4(12)建築基準法と記載がありますが、外部雷・内部雷対策の考え方についてご教示下さい。外部雷に関してはJIS A 4201 :2003における保護レベルIVと考えてよろしいでしょうか。	外部雷保護は、新JIS・保護レベルⅡ以上で計画して下さい。また、内部雷保護についても直撃雷や誘導雷による建物や機器に損傷を与えない設備をご提案下さい。
128	環境影響評価の遵守	21	3	1	2	3			提案時には市が策定する「環境影響評価準備書」を遵守し、契約時以降は市が策定する「環境影響評価書」を遵守とありますが、「環境影響評価書」は契約後どれくらいで策定される予定でしょうか。	平成23年度末に策定される予定です。
129	環境影響評価の遵守	21	3	1	2	3			ここでいう「事後調査」とはどのような調査を想定しているのでしょうか？現時点での方針を御教示願います。	現時点では縦覧中である環境影響評価準備書内で事後調査項目を計画として記載しています。(第8章内)
130	設計の手順について	22	3	2	1		(4)		「工事請負事業者は、実施設計図書が確認された後、実施設計を開始すること。」とありますが、「本施設の施工を開始する」と解釈してよろしいでしょうか。	後段の実実施設計は、施工図、製作図等の作成を意味します。
131	設計の手順	22	3	2	1		(5)		「市は、既に確認した書類についても、工事工程に変更を及ぼさない限りで、その変更を申し出ることができるものとする。」とありますが、変更内容によっては関連する装置の計画及び費用にも影響が発生することも考えられますので、その場合は御市からの申し出内容に対して協議させていただけることでよろしいでしょうか。	必要に応じて協議対象とします。

No	質問事項	対応頁	章	節	項	小項目①	小項目②	小項目③	意見・質問内容	回答
132	軟弱地盤対策について	23	3	3	1				事業区域に近接する民地における井戸の所有状況および井戸深度をご教示願います。	現在調査中ですが、直近で井戸水の利用が確認されています。これについては、個人情報が含まれますので現段階での公表は予定しておりません。
133	軟弱地盤対策	23	3	3	1				近接する民地所有の井戸の場所、数量を御提示願います。また、モニタリング調査の頻度についても御教示願います。	前段については、現在調査中ですが、直近で井戸水の利用が確認されています。後段については、モニタリング調査頻度については、提案による協議とします。
134	実施設計のかし	23	3	2	3				「本施設の引渡し後10年間に於いて、かかる設計のかしについてすべての責任を負うこととし、」とありますが、P.42に記載の通り、10年間のかし担保期間は「故意又は重大な過失により生じた場合」に限定されるものと理解します。	4-5(2)においては、施工のかしに関して、故意又は重大な過失を10年のかし担保期間としたものであり、実施設計への言及ではありません。このため、実施設計のかし担保期間10年間に於いては、「故意又は重大な過失により生じたもの」に限定されません。
135	軟弱地盤対策	24	3	3	1				「なお、これらの検討においては～その結果を検討内容に反映させることと」ありますが、添付資料4「地形・地質調査結果」では予測検討を行なうことができません。地下水位等の計測については、施工開始前までに行なうものと理解し、計測結果により費用が発生する場合は、費用負担について協議可能と考えてよろしいでしょうか？ 尚、応札までに各社がボーリング調査を行なうことは現実的ではないと考えます。	現在の図書を元に提案者の条件で計画を行ってください。施工前に計測等を行った結果、提案時の条件と著しく差異が生じた場合は協議対象とします。
136	軟弱地盤対策	24	3	3	1				地下水流の検討方法について、解析手法の指定はあるのでしょうか？	特にありません。
137	付替え水路および付替え道路	24	3	3	1				「付替え水路の位置、断面及び付替え道路の位置、幅員については添付資料7(中略)をご参照のこと。」とありますが、添付資料7-1、7-2に示された付替え道路および付替え水路の工事は事業者所掌の工事範囲と解釈してよろしいでしょうか。また、この工事範囲は添付資料12の事業区域外関連工事区域の範囲と同一であると解釈してよろしいでしょうか。	付替え道路および付替え水路の工事は事業者所掌の工事範囲です。
138	『農業用水路の施工時期』に規定している、農業用水路の確認	24	3	3	1				要求水準所質疑No.146『道路・水路等撤去平面図』に示されている、5号水路撤去①L=7.0m及び、5号水路撤去②L=185.0mは、事業予定計画地を東西に横断している水路で、事業予定計画地だけに農業用水を供給しているのではないかと推定されます。したがって、事業予定計画地の工事着工が可能になれば、いつの時点で於いても水路の機能を廃止しても、問題が無いように思われます。つまり、5号水路①②は、要求水準書のP.24・9行目の『農業用水路の施工時期は、農繁期(5月～11月)を避けること。』の農業用水路に該当しないと思われませんが、いかがでしょうか。そして、5号水路①②の撤去を農繁期に行ってもよいでしょうか？	ご理解のとおりです。
139	完成図書	26	3	4	6	2	(2)		見学者用パンフレットを将来において適宜、増刷・改訂することとありますが、適正な費用を計上するために、具体的な回数、数量をご教示願います。	同規模、他所事例等より推定ください。
140	見学者説明用パンフレット	26	3	4	6	2	(2)		見学者説明用パンフレットについて、運営事業開始時点(平成28年3月)に必要な部数を準備しておく必要があるでしょうか。また、将来的において増刷する部数について、既存施設等の実績があれば御教授ください。	提案による協議とします。
141	解体工事について	26	3	5					解体工事後の地盤面の仕上げは、土もしくは砕石敷程度でよろしいでしょうか。	事業範囲として適正な仕上げとし、内容は提案による協議とします。
142	解体工事	26	3	5					「解体工事に当たっては、～労働基準監督署に提出すること」とありますが、労働基準監督署へ解体工事の施工計画書を提出する要件に該当しない場合は、労働基準監督署への提出は不要と考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
143	解体工事	26	3	5					解体工事費用の算出のため、解体工事対象物の数量が把握できる資料をご提示願います。また、そのうちダイオキシン類に汚染されていると想定される数量をご教示ください。あるいは、数量のご提示がない場合は、ダイオキシン類汚染の可能性を想定することは困難であるため、汚染箇所が確認された際は貴市と協議の上、別途工事とさせて頂けないでしょうか。	解体工事の図面類は、前回の要求水準回答書質疑No.146添付資料をご参照ください。ダイオキシン類の汚染箇所が確認された場合は、協議とします。

No	質問事項	対応頁	章	節	項	小項目①	小項目②	小項目③	意見・質問内容	回答
144	解体工事範囲について	26	3	5					添付資料10 解体工事範囲のフェンスラインと添付資料20 造成計画平面図の事業区域界ラインと異なっているが、造成計画平面図の事業区域界を正としてよろしいでしょうか今回敷地南側のビニールハウス等の撤去、移転については別途工事と判断してもよろしいでしょうか？	前段は、添付資料20を正します。後段は、ご理解のとおりです。
145	解体工事	26,27	3	5					洗浄工事、設備の解体工事等の記載がありますが、具体的にどのような設備があるのか、解体廃棄物の処理要領や費用に関係しますので、資料の提示並びに現清掃工場の確認はさせていただけないでしょうか。	資料についてはこれまで提示したものといたします。現清掃工場の確認については、質問No.17をご参照ください。
146	解体工事について	26	3	5	1				解体撤去対象物(各種構造物、地中埋設ケーブル類、配管類等)の図面をご提示願います。	質問No.143をご参照ください。
147	解体工事について	26	3	5	1				解体撤去対象物へのアスベストの使用の有無、その他有害物質の有無についてご教示願います。	解体撤去対象物へのアスベストの使用はありません。その他有害物質についてもないものと考えております。工事中に判明したものの取扱い、費用負担等については協議を行なうものとします。
148	解体対象物	26	3	5	1				解体工事範囲に車庫・倉庫が該当していますが、既設工場の運転(H28年3月まで)において、移設の必要性はないと考えてよろしいでしょうか。	解体工事は平成28年3月1日の新西部環境工場稼働日以降としてください。
149	解体対象施設の概要	26	3	5	1		(3)		解体対象施設の概要の「(3)その他」には何が含まれるのかご教示願います。	添付資料10の解体範囲にある構造物等です。
150	基本的条件	26	3	5	2				解体対象施設は「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要領」の適用外につき、解体対象物がダイオキシン類に汚染されている可能性があるときの諸対応に係る費用については、貴市負担と考えます。	質問No.143をご参照ください。
151	解体対象物の処理	26	3	5	2				「解体対象物がダイオキシン類に可能性があるときは、事前にサンプリング調査等を行い、その結果に応じた対応を行うこと」とありますが、ダイオキシンに汚染されているかどうかは発注者側でリスクをとるべき内容と思料致しますので、分析及び対応は所掌外として頂けないでしょうか。	質問No.143をご参照ください。
152	解体工事(ダイオキシン類汚染)	26	3	5	2				2011/5/30受領の要求水準書(案)に関する質問回答No.159において「本事業の解体工事範囲…は「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」の適用外」と回答を頂いていますが、倉庫や車庫等含む解体工事範囲の対象施設・土壌全てが適用外との認識でよろしいでしょうか。また、現状は車庫・倉庫を飛灰のフレコンバックの仮置場に利用されていると思いますが、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」の適用範囲と考えてよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりとしますが、工事により判明した場合は協議とします。後段については、飛灰の固化処理により一般廃棄物として取り扱うため、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」適用外となりますが、飛散等の配慮は必要とします。
153	洗浄工事	26	3	5	3				ピット等の清掃除去工事一式とするとありますが、具体的な地下水槽、地下ピット等につきましてご教示ください。	質問No.143をご参照ください。
154	設備解体工事	27	3	5	4				解体作業量の把握・積算のために、解体対象物の詳細が把握できる資料の開示、或いは現地調査の機会をご準備下さい。	質問No.145をご参照ください。
155	仮設計画について	28	3	6	1				工事用資機材の搬入路について、現処理場内の通路を使用することは可能でしょうか。	現工場の運営に影響がなければ使用可能です。詳細については、協議とします。
156	仮設計画について	28	3	6	1		(3)		「事業用地の周辺に仮囲いを施工すること」とありますが、施工範囲は、添付資料3に記載の一点鎖線(赤)部としてよろしいでしょうか。また、仮囲いの必要高さ寸法について、ご教示願います。	前段はご理解のとおりです。後段は3m以上を想定していますが、詳細については提案による協議とします。
157	仮設計画	28	3	6	1		(4)		大規模な造成工事があるため、貴市の監督用、及び工事監理用の仮設事務所の設置期間は、本体工事着工からと理解してよろしいでしょうか？	市の管理事務所は工事期間中の全期間にわたって必要です。

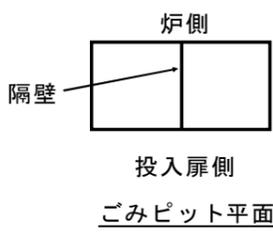
No	質問事項	対応頁	章	節	項	小項目①	小項目②	小項目③	意見・質問内容	回答
158	仮設計画	28	3	6	1			(4)	「市の監督用及び工事管理仮設事務所を(中略)工事監理業者(予定)2人程度の常駐が可能で(中略)工事請負業者の負担とする」とありますが、この立場となられる方が建築確認申請上に明記する工事監理業者となるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
159	仮設計画	28	3	6	1			(4)	市の監督用及び工事監理仮設事務所に設置する、パソコンについて、市職員の人数分程度とありますが、8台という理解でよろしいでしょうか。また、人数分と記載のあるものについては10人という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細については、提案による協議とします。
160	仮設計画	28	3	6	1			(4)	市の監督用及び工事監理仮設事務所に設置する、備品の調達方法については事業者の判断によるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
161	仮設計画について	28	3	6	2			(3)	「材料置場及び従業員駐車場は原則として敷地外」とありますが、工事計画等を踏まえ、敷地内にて用地が確保出来る場合には、敷地内に材料置場及び駐車場を設置してもよろしいでしょうか。	本事業での敷地内には、現西部環境工場の敷地も含まれるため、敷地内で材料置場を使用する場合は、市との協議で承諾を得たものに限り、使用を許可するものとします。
162	仮設建物	28	3	6	2			(3)	「材料置場及び従業員用駐車場は原則として敷地外とし、工事請負事業者の負担において設置すること。」とありますが、敷地内に材料置場なしでの工事施工は極めて困難であり、工事遂行に影響を及ぼさない範囲で、敷地内に資材置場を確保することをご承認願います。	質問No.161をご参照ください。
163	現場代理人等	29	3	6	5			(1)	現場代理人の常駐時期については、請負業者の判断によるものとし、特に指定はないものと考えてよろしいでしょうか。	工事期間中は常駐としてください。
164	電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の配置について	29	3	6	5			(4)	「事業者は、電気主任技術者～配置すること」と記載されています。設計・施工業務期間中の配置は必要ないと解釈してよろしいですか。(入札説明書4頁4章4項(オ)による)	電気主任技術者は設計段階において、計画に参画し技術基準に適合しているか等の意見を具申し、また、施工段階においては電気工作物の安全施工等を監督する必要があるため、事業者側での配置を求めます。
165	現場代理人等	29	3	6	5			(4)	“事業者は、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者を配置すること”とありますが、これら主任技術者は事業者ではなく設置者が配置する必要があるのではないのでしょうか。本件、九州経済産業局殿とは事前協議済みと考えてよろしいでしょうか。	電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者の選任については、現在も九州経済産業局と協議中です。要求水準書のとおり、主任技術者の配置は必要とします。
166	下請負人	29	3	6	6			(1)	工事に参加するすべての下請工事者及び下請製造者は、市の承諾を受けなければならないとありますが、例えば2次下請までの承諾としていただけませんか。	下請工事者についてはすべて必要です。下請製造者については特に承諾は不要です。
167	警備・保安	30	3	6	10			(1)	「工事請負業者は引渡しを終えるまでの期間における火災、水害、その他すべての損害に対して、(略)責任を負う。」とありますが、地震や津波、戦争など、一般的な火災保険や建設工事保険への加入を行っても、なお保証不可能な損害については、事業者の責任対象外と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
168	警備・保安	30	3	6	10			(1)	市にも事業者にも帰責自由のない放火等による火災の扱いについて御教授ください。	帰責事由について検証した上で、市と事業者にて協議を行います。
169	公害防止	30	3	6	11			(1)	「測定項目、方法、頻度等の詳細は別途指示する。」とありますが、8/22公表の第二部で示されると考えます。	環境影響評価書の中で指示しますが、一般的な項目、方法、頻度を想定してください。
170	公害防止について	30	3	6	11			(3)	本工事に起因し一時的に発生する電波障害については工事請負事業者の責任において必要な対策を行なうこととありますが、旧西部工場では現在電波障害対策は行なっておられますか。	運転期間中である旧西部工場では、現在電波障害対策は行っていません。
171	環境保全について	31	3	6	12			(4)	添付資料11に記載の交通誘導員配置箇所、「仮設工事必要」との記載がありますが、この必要な仮設工事の内容についてご教示願います。また、添付資料11に記載の工事用搬入路(●記号)より、工事中の事業用地への出入口は一番左の交通誘導員配置箇所(○記号)付近と考えますが、よろしいでしょうか。	ここで示す仮設工事とは、大型車両が転回するための隅切り工事です。また、事業用地への出入口は、[要求水準書 添付資料11]に示す一番左の交通誘導員配置箇所(○記号)付近と考えております。

No	質問事項	対応頁	章	節	項	小項目①	小項目②	小項目③	意見・質問内容	回答
172	環境保全	31	3	6	12		(4)		添付資料11に示す敷地北側工事用搬入経路について、既存工場南側からの経路を提案することは可能でしょうか？	搬入経路は北側からとしてください。
173	環境保全	31	3	6	12		(4)		「添付資料11」に明記されています工事用搬入路は解体工事を除く造成工事・新工場他工事時に該当し、解体工事時についての工事用搬入路と施設関係車両ルートは事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	解体工事時は提案によります。ただし、場外の使用道路は添付資料11の通りとします。
174	地中障害物	31	3	6	13				想定を超える大規模な地中障害物が発見された場合には、費用を含めて協議できるものと考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
175	地中障害物	31	3	6	13				「予見できない地中障害物については、発見された時点で協議を行なうものとする」とありますが、費用は貴市負担としていただけないでしょうか？	費用負担の点も含め、協議を行います。
176	他工事請負事業者との強調について	32	3	6	19		(1)		別途契約に係る事業者等について、想定される工事内容と工事期間をご教示願います。	前回回答のとおりとします。
177	地元との協定書	32	3	6	20				地元等との間で締結される協定書の内容が要求水準書に記載の内容と大幅に異なる場合には、費用、工期等について協議できるものと考えてよろしいですか。（例えば作業時間等）	大幅に異なる場合は協議対象とします。
178	地元雇用及び発注等	33	3	6	21				地元経済への貢献については、市の求めに応じ証拠書類を提出することとありますが、指定様式があればご教示願います。	契約書・下請通知書は市の指定様式に応じてもらいますが、それ以外の証拠書類については、特に指定はありません。
179	地元雇用及び発注等	33	3	6	21				「地域経済への貢献に関する民間事業者の提案のうち本施設の設計・施工業務に係わるものについては、工事請負契約書に明記し、その履行を担保するものとする」とありますが、仮に担保できなかった場合のペナルティ等について御教示願います。	要求水準未達となることから、確実な履行を求めます。
180	監督員による検査について	34	4	1	1				検査及び試験の費用は工事請負事業者負担とし、監督員の人件費、旅費は貴市負担と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
181	検査員による検査について	34	4	1	2				検査及び試験の費用は工事請負事業者負担とし、検査員の人件費、旅費は貴市負担と考えてよろしいでしょうか。	質問No.180をご参照ください。
182	試運転について	35	4	2	2				「請負事業者は試運転開始時点から運営事業者を参加させて試運転を実施するものとする」とありますが、運営事業者従業員の試運転期間中の人件費は工事請負事業者にて固定費を見込むものと理解すればよろしいでしょうか。	運営事業者の試運転期間中の人件費は、運営事業者の開業費にて見込むものと想定しますが、提案によります。
183	試運転期間	35	4	2	2				「試運転の期間は、予備性能試験及び引渡性能試験を含め、原則120日程度」とありますが、動調整開始～引渡性能試験終了までの期間と解釈してよろしいでしょうか。 また、「要求水準書(案)に関する意見・質問への回答」NO.193にて、「試運転期間120日程度には機器単体調整を含む」とありますが、これは含まないの間違いではないでしょうか。(機器単体調整期間を含めて120日というのは過度に短期間であると考えます。)	試運転期間120日は原則であり、期間は提案による協議とします。
184	試運転期間中の故障対応について	35	4	2	2				“試運転期間中に発生した故障などの修復は請負者の責任において処置”との記述がありますが、事前協議で定められていない種類のごみ混入による故障なども考えられることから、貴市と協議により対応するものと考えて宜しいでしょうか。	試運転期間中においても処理不適物の除去等を適切に行ってください。適正ごみを処理した場合の故障などの修復は記載のとおり、請負者の責任において処置することを要します。それ以外については協議とします。
185	予備性能試験の条件	37	4	2	4			図表4-1	予備性能試験条件の前提として御市が準備したごみ質が要求水準書に示すごみ質の範囲にあることが必要ですが、サンプリングしたごみの分析結果がその範囲から逸脱していた場合の再試験方法についてご教示願います。	市が準備したごみ質が要求水準書に示すごみ質の範囲を逸脱した場合、協議により再試験方法を決定することとします。

No	質問事項	対応頁	章	節	項	小項目①	小項目②	小項目③	意見・質問内容	回答
186	予備性能試験の条件	37	4	2	4		図表4-1		予備性能試験の排ガス測定において、ダイオキシン類及び一酸化炭素濃度以外については、測定方法は御市の承諾を得るよう要求されていますが、測定方法の記載の有無に関して、何か特別な測定方法のお考えをお持ちでしょうか。	特にありません。詳細については、提案による協議とします。
187	予備性能試験の条件	37	4	2	4		図表4-1		予備性能試験の飛灰処理物のダイオキシン類濃度の測定方法については、(平成16年厚生省令第30号)が適当と思われます。	詳細については、提案による協議とします。
188	測定場所	38	4	2	4		図表4-1	3	No.3の排ガス性能保証事項において、ダイオキシン類の測定場所として、触媒反応装置の出口並びに煙突とありますが、排ガス処理フロー上触媒反応装置と煙突の間にダイオキシン類増減に係る装置を何も設置しない場合には、両者は兼用可能であると理解します。	可能と考えますが、詳細は提案による協議とします。
189	(欠番)									
190	ダイオキシン類	38	4	2	4		図表4-1		ダイオキシン類の測定箇所は、例えば排ガス処理設備構成が、「バグフィルター触媒反応装置-煙突」の場合は、バグフィルター入口、バグフィルター出口、触媒反応装置出口の3箇所であるとの解釈でよろしいでしょうか。	可能と考えますが、詳細は提案による協議とします。
191	測定場所	39	4	2	4		図表4-1	5,6,7	騒音、振動及び悪臭の測定場所については、「敷地境界」との事ですが、敷地境界線上での測定箇所数はどの程度をお考えでしょうか。(添付資料24では、悪臭の項に四隣との記載あり)	添付資料24で示す敷地境界四隣の他に地元住民要望を考慮して、工場隣接住宅(2箇所程度)と搬入路隣接住宅(1箇所程度)の測定を想定していますが、詳細は提案による協議とします。
192	測定場所	39	4	2	4		図表4-1	7	悪臭の測定場所については、「建屋内各所」との記載がありますが、想定されている場所もしくは、現西部環境工場で測定されている場所についてご教示願います。	建屋内各所の測定場所については、設計・施工での事業者提案をもって市と協議し決定するものとします。現西部環境工場では建設時に敷地境界での測定を行っています。
193	測定場所	39	4	2	4		図表4-1	7	悪臭の測定場所に「煙突出口」がありますが、保証値の記載がありませんので、臭気強度の測定結果を報告するのみと考えます。	ご理解のとおりです。
194	測定場所	39	4	2	4		図表4-1	8	燃焼ガス温度等の測定方法で減温塔入口温度も計測するように記載されていますが、ガス滞留時間、集じん装置入口温度の測定に不要であるため、減温塔入口温度計測を試験項目から除外するものと考えます。	減温塔入口、出口温度は集じん装置入口温度との関連性はあると考えますので試験項目に含むこととしますが、提案による協議は可能とします。
195	連続運転性能の確認について	40	4	2	4		図表4-1	12	事業者の責に帰さない事由(不可抗力、要求水準書等に示す計画ごみ質から逸脱したごみの受入等)により、プラント工事完成引渡し後1年以内に90日間以上の連続運転性能を立証できない場合は、試験期間の延長等協議して頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	事業者の責に帰さない場合には、協議対象とします。
196	試運転期間中の副生成物の取り扱いについて	41	4	2	7				試運転により得られた副生成物及び処理不適物は、運搬車両への積み込みまでが工事請負事業者の所掌と理解すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
197	副生成物の取扱い	41	4	2	7				試運転より得られた副生成物において飛灰の搬出方法について教示願います。試運転期間の飛灰の搬出については、山元還元出来るのでしょうか。それとも1m3フレコン充填し、埋立処分とするのでしょうか。	No.196をご参照ください。ただし、飛灰処理装置の試運転、引渡し性能試験、飛灰再資源化の実証試験は工事請負事業者の所掌です。
198	副生成物の取り扱い	41	4	2	7				「指定された要件を満足することを確認後、市の責任において運搬、処理又は処分」とありますが、この要件とは図表4-1の予備性能試験の項目と方法を示すと解釈してよろしいでしょうか。副生成物、処理不適物それぞれの要件について具体的にご教示願います。	前段はご理解のとおりです。副生成物の性状については、主灰は図表4-1、飛灰は図表1-8、1-9に示された基準を満足してください。
199	試運転期間中の電力特定供給及び熱供給について	41	4	2	8				試運転期間中の電力特定供給及び熱供給は、操業状況による可能な範囲で行うという理解でよろしいでしょうか。また、試運転調整の結果による予定外の供給停止があった場合の補償は無いものと考えてよろしいでしょうか。	前段はご理解のとおりです。後段は予定外の供給停止で供給先に損害を与えない方法で試運転を行ってください。
200	かし担保	42	4	5		(1)		3)	かし判定の基準に「外観上磨耗」が認められた場合が含まれていますが、通常運転では発生し得ない磨耗と理解します。通常運転で想定される磨耗は除くものと理解します。	ご理解のとおりです。

No	質問事項	対応頁	章	節	項	小項目①	小項目②	小項目③	意見・質問内容	回答
201	性能保証	43	4	6				(2)	4-5(2)2)において、プラント工事のかし担保期間は「引渡し後3年間とする。ただし、次の対象物については、それぞれ示した期間とする。ア 可動部分 2年」と記載されていますが、4-6(2)性能保証期間において「性能保証期間は、引き渡し後3年間とする。」との記載があります。搬送機器等は可動部分に該当するため性能保証期間においても引き渡し後2年と考えるとよろしいでしょうか。	搬送機器等の性能保証期間は3年間となります。
202	性能保証期間の延長について	43	4	6				(2)	性能保証期間の延長は、その原因となった部分のみと理解してよろしいでしょうか。	システムとして機能している場合には、システム全体が対象となります。
203	性能保証	43	4	6				(3)	予備品、消耗品の納入数量について記載はございませんが、運営する民間事業者が運営に支障のない数量を納入するものと考えてよろしいでしょうか。また、保証期間満了時に予備品・消耗品共に補充しておく必要があるのでしょうか。	前段は提案によります。 後段は提案数量を補充してください。
204	かしの判定・補修に要する経費について	43	4	5				(3)	「かし判定に・・・要する経費は、工事請負事業者の負担とする」とありますが、受注者によるかしでないことが明らかになった場合、当該の経費は別途協議できるものとして考えてよろしいでしょうか。	協議対象とします。
205	予備品、消耗品	43	4	6				(3)	「市に納付すべき予備品、消耗品(中略)速やかに補充しておかなければならない」とありますが、予備品および消耗品の数量は事業者の提案としてよろしいでしょうか。	質問No.203をご参照ください。
206	搬入管理機能	44	5	1	1			アウト プット 仕様 ①	既存の搬入管理機能がわかる具体的な資料を提示願います。	前回回答のとおりとします。
207	搬入管理機能	44	5	1	1			アウト プット 仕様 ②	工場棟へ進入する車両の制限についてのお考えの手法をご教示下さい。	車両の制限方法は、提案による協議とします。
208	搬入管理機能	45	5	1	1			アウト プット 仕様 ③	46頁5-1-1インプット③には、有人にてごみ処理手数料料金徴収が行えるように…との記載があります。本項では無人徴収できることと記載がありますが、どのように理解すればよろしいでしょうか。	前回回答のとおりとします。
209	搬入管理機能 アウトプット仕様	45	5	1	1			アウト プット 仕様 ③	出口計量時の無人徴収について、貨幣変更になった場合の対応は、運営事業者の負担によらないものと判断します。	質問No.208をご参照ください。
210	搬入管理機能	45	5	1	1			イン プット 仕様 ①	空車手数料徴収用計算機とは、退出時計量用との解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
211	搬入管理機能	45	5	1	1			イン プット 仕様 ①	東部環境工場および扇田環境センターと同様パンチカード方式とするということですが、両工場ともカード仕様は全く同じものなのでしょうか。また互換性を持たせるということは、データ管理方式も同じということでしょうか。	東部環境工場および扇田環境センターと同様のパンチカード方式とし、新西部・東部・扇田のどの施設でも登録した一枚のカードで読取可能なものとします。 また、データ管理方式は、東部環境工場・扇田環境センターの管理方式を参考とし、類似したデータ管理方式の作成とします。
212	搬入管理機能	45	5	1	1			イン プット 仕様 ①	計量データの修正を行える端末を計量棟・管理事務室、焼却施設等に設置することですが、データ管理上、データ変更は計量棟のみで行い、帳票出図を管理事務室等で行うのがよろしいかと思いますが、お考えをご教示下さい。	要求水準書では、【参考となる資料】の項目となりますので、運営に支障がなく、効率が良いことを提案し、市との協議で決定すれば可能です。
213	搬入管理機能	45	5	1	1			イン プット 仕様 ①	“上記3基の計量機のうち2基が故障した場合でも搬入時と退出時の重量を1台の計量機で測定して搬入重量が測定及びデータ管理ができるしくみとすること。”とありますが、これはどの計量機にも入退場兼用の機能を持たせ、入場・退場各ポスト盤、自動料金清算機、信号灯・遮断機などを設置するものと考えて宜しいでしょうか。	計量機3基共に1基での搬入重量測定とデータ管理ができる仕様は必要です。 故障時、1基で搬入・退出の搬入重量測定では、1動線での入退出となり交通整理が必要となります。 故障時の重量測定及び交通整理を、人力や手動操作で行うか、全て自動で行える設備を設置するかは、事業者の提案によります。
214	搬入管理機能	45	5	1	1			イン プット 仕様 ①	「計量台は全面滑り止め対策を行うこと」とありますが、滑り止め塗装施工と考えるとよろしいでしょうか？	滑り止め塗装施工でも大丈夫と立証されれば可能と考えられます。

No	質問事項	対応頁	章	節	項	小項目①	小項目②	小項目③	意見・質問内容	回答
215	計量機	45	5	1	1		イン プット 仕様 ①		要求水準書67頁5-1-3-4⑤に「セメント化施設へ運搬する主灰は、20トンドンプ車に積み込むこと。ただし、この車両についての計量は行わない。」とありますが、これ以外の灰搬出車、飛灰搬出車の搬出量の計量方法は事業者の提案としてよろしいでしょうか。例えば、灰搬出車の計量は、主灰の受入れ先で計量されるのでしょうか。また、この場合、受入れ先での計量にて搬出量の計量を兼ねるものと考えてよろしいでしょうか。さらに、飛灰搬出車の計量は、飛灰の受け入れ先での計量ができる場合には、受入れ先で計量するものとしてよろしいでしょうか。	主灰の計量に関してはご理解のとおりです。飛灰の計量については提案による協議とします。
216	搬入管理機能	46	5	1	1		イン プット 仕様 ②		ランプウェイの幅について、本文と添付資料13で異なっていますが、本文を正と考えて宜しいでしょうか。	本文を正としてください。要求水準書については最低限必要な幅を示したものであり、添付資料は参考図として示したものです。
217	搬入管理機能	46	5	1	1		イン プット 仕様 ②		「ランプウェイ等の取り壊し完了後に完成ルートを整備して、そのルートを使用すること」とありますが、添付資料13では敷地北側に搬出入ルートを配置されていますが、既存ランプウェイ等の取り壊したエリア全体を利用し機能的なルートをご提案できるものと理解してよろしいでしょうか。	搬入経路に関して、添付資料13は参考図です。ご理解のとおり機能的なルートをご提案ください。
218	搬入管理機能	46	5	1	1		イン プット 仕様 ②		「既存工場の稼働終了後ランプウェイ等の取り壊しが完了するまで、暫定ルートを使用すること」とありますが、暫定ルートは各社にて提案してもよろしいでしょうか？	質問No.217をご参照ください。
219	搬入管理機能	46	5	1	1		イン プット 仕様 ②		「構内道路、駐車場等で既存の舗装された部分を使用する場合は、再舗装を行うこと。」とありますが、この場合表層のみ更新するものと考えてよろしいでしょうか。	不等沈下、段差の発生等を防ぐため、支持層を含め再舗装としてください。
220	搬入管理機能	46	5	1	1		イン プット 仕様 ②		「既存工場の稼働終了後ランプウェイ等の取り壊しが完了するまで、暫定ルートを使用すること(ルートは添付資料12 施設配置・動線計画図(暫定計画)参照)」により暫定ルートが決められていますが、既存施設解体中は車両の通行が困難と思われるので新工場への施設車両進入・退出ルートについては施設車両の通行に支障なく安全に配慮したルートを事業者が提案させて頂くこととしてよろしいでしょうか。	現西部環境工場の現況を踏まえ、最適な提案をお願いします。
221	車両相互の交錯回避	46	5	1	1		イン プット 仕様 ②		変更できない仕様の車両相互間の交錯回避とありますが、回避を確実にするために、管理・見学者出入口を西側とすることは可能でしょうか。	出入口は東側1箇所としてください。
222	搬入管理機能	47	5	1	1		イン プット 仕様 ③		計量カードは、3,500枚以上登録できること。(カードは予備カードを同一枚数準備すること。)と記載がありますが、7,000枚のカードを納入するということでしょうか。	ご理解のとおりです。また、7,000枚のカードとは別に、未開孔のカード(100枚程度)を追加で納入し、運営期間においては、市の指示に応じて任意のNoのカードを運営事業者の負担で作成するものとします。(予備カード対応でなお不足したときのため。)なお、計量カードの厚さは7,100枚程度すべて1.5mmとします。
223	計量カード	47	5	1	1		イン プット 仕様 ③		計量カードという記載についてですが、これは東部環境工場及び扇田環境センターで使用しているパンチカードと同じものと解釈します。	ご理解のとおりです。
224	計量カード	47	5	1	1		イン プット 仕様 ③		計量カードは、5項目以上の属性区分を登録できるようにとの要求ですが、想定される属性区分の最大項目数についてご教示願います。	属性区分の最大項目数については、35年間の社会情勢変化に対応しうる項目数の適度な設定を、事業者の提案とします。参考として、現状は4項目の属性で、さらに必要です。
225	電子マニフェスト	47	5	1	1		イン プット 仕様 ③		将来、電子マニフェストを導入した際の費用について民間事業者の負担にて対応するよう記載ありますが、将来の電子マニフェストの運用方案、具体的に必要な追加設備について、ご教示願います。	電子マニフェスト採用についての市の方針は現在は未定です。必要設備は端末機器(パソコン及び周辺設備並びにインターネット接続環境など)が想定されます。
226	受入供給機能	47	5	1	2		アウ ット 仕様 ③		ごみ投入時に安全にごみの内容物を確認できること。搬入されたごみの中から不適物の取り出しが可能なこと、と記載がありますが、その手法についてご教示下さい。	主に収集可燃ごみ以外のごみについて、プラットホームでの目視とダンピングボックスの利用を想定しています。
227	受入供給機能	48	5	1	2		イン プット 仕様 ①		“当該部屋(プラットホームを監視するための部屋)から搬入車両の荷台が目視確認できるようにすること。”とありますが、目視で直接確認する代わりに、ITVカメラ・ミラーなどで視認可能な計画として提案しても宜しいでしょうか。	極力、目視で監視してください。目視を補うため他のツールを使用することは提案によります。

No	質問事項	対応頁	章	節	項	小項目①	小項目②	小項目③	意見・質問内容	回答
228	プラットフォーム監視室	48	5	1	2		イン プット 仕様 ①		【変更できない仕様】 「プラットフォームを監視するための部屋を設置すること。（当該部屋から搬入車両の荷台が目視確認できるようにすること。）」とありますが、想定される車両の荷台高さをご教示願います。目視確認できる高さまでプラットフォーム監視室をかさ上げる要求がある場合は、その高さをご教示願います。	図表1-6の搬入車両から推定ください。
229	プラットフォーム幅	48	5	1	2		イン プット 仕様 ①		プラットフォームの幅は「利便性確保のため、幅18m以上とする。」とありますが、ここでいうプラットフォーム幅とは、車止めから対面側の壁面の梁までの距離と考えてよろしいでしょうか。	ごみ投入扉面より対面側の柱(梁)の前面までの距離と考えてください。
230	受入供給機能	48	5	1	2		イン プット 仕様 ①		「臭気がプラットフォームから外部へ漏れない構造・仕様とすること。」とありますが、鉄骨造 外壁ALC板とし換気計画によりプラットフォームを負圧とする計画として提案してよろしいでしょうか。	要求水準書では、【参考となる資料】の項目となりますので、臭気を外部へ漏れない実現性を提案し、市との協議で決定すれば可能です。
231	受入供給機能	49	5	1	2		イン プット 仕様 ②		ごみ投入扉、ダンピングボックスへの中央操作室、クレーン操作室からのインターロックについて、具体的な内容をご教示下さい。	ピット内に大量貯留する場合に、そのエリアを利用させない場合や中央操作室・クレーン操作室から事故等を発見し、ごみ投入を中止したい場合、各操作室からのインターロック制御にて、ごみ投入現場の操作を禁止することを想定しています。
232	ごみピット容量	49	5	1	2		イン プット 仕様 ③		ごみピット容量は、8400m <sup>3</sup> 以上かつ1960tを満足するものとし、単位体積重量はごみの圧密等を考慮したメーカーの実績値あるいはごみ処理施設整備の計画・設計容量（改訂版）p. 377にある0.3を用いるものとしてよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりです。詳細につきましては、提案による協議とします。
233	受入供給機能	49	5	1	2		イン プット 仕様 ③		「ごみクレーンバケット単体が搬入できる、開口寸法以上の維持管理用マシンハッチ」とありますが、マシンハッチからバケットを出し入れする際には、バケットを閉じた状態で通過させる運用となります。従って、同マシンハッチの開口寸法としては、バケットを出し入れ可能な大きさとすることよろしいでしょうか。	前回回答のとおりとします。
234	残量表示目盛	49	5	1	2		イン プット 仕様 ③		「クレーン操作室からよく視認できるところに、ごみピット内のごみ量を示す残量表示目盛を設置すること。」とありますが、運転員及び見学者の効率的かつ機能的な動線を考慮し、クレーン操作室を投入ホップ階より下階とした場合、一部の残量表示目盛はITVを用いて確認できる計画として提案してもよろしいでしょうか。	提案による協議とします。
235	ごみピットの分割について	50	5	1	2		イン プット 仕様 ④		【参考となる仕様】において、「ごみピットは、中央部分で一定の高さまで2分割の構造とすること。」とありますが、分割の方向としては下図と考えてよろしいでしょうか？ また、ごみピット隔壁の高さは、プラットフォーム床レベル迄と考えてよろしいでしょうか。 	分割する場合、前段はご理解のとおりです。後段は提案による協議とします。
236	ごみピットの仕様について	50	5	1	2		イン プット 仕様 ④		ごみピットを2分割する場合でも、プラットフォームレベル以下でごみピット有効容量を確保するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
237	ごみピットの分割	50	5	1	2		イン プット 仕様 ④		「ごみピットは、中央部で一定の高さまで2分割構造とすること。」とありますが、ごみの攪拌や投入について計画的な運用が可能であれば、分割しない計画としてもよろしいでしょうか。また、分割する場合には、正確に中央部で分割する必要はなく、分割方向および分割位置等については、最も合理的と考えられる形式を事業者が提案できるものと考えてよろしいでしょうか。	参考となる仕様のピットの分割は、一時的に大量のごみを貯留する必要がある場合の方策です。本市の処理計画を勘案した上で、事業者がもっとも適切である方法をご提案ください。
238	受入供給機能	50	5	1	2		イン プット 仕様 ⑤		現西部工場使用されている可燃性粗大ごみ破砕機の仕様については、別途、実施方針 質疑回答書 No.100でご回答がりましたが、その回答にあるダンピングボックスは、可燃性粗大ごみ破砕機の付属装置として、新工場でも必要な装置ということでしょうか。	No.7をご参照の上、提案による協議とします。

No	質問事項	対応頁	章	節	項	小項目①	小項目②	小項目③	意見・質問内容	回答
239	受入供給機能	50	5	1	2		イン プット 仕様 ⑤		可燃性粗大ごみ破砕機の形式・仕様をご提示いただいておりますが、プラットホームの設置方法についてもご提示下さい。	提案による協議とします。
240	可燃性粗大ごみ破砕機	50	5	1	2		イン プット 仕様 ⑤		破砕機は既設と「同様の切断式とする」とありますが、処理量50t/5hで、長さ4mの粗大物を破砕できればよく、ベットの寸法は提案によるものとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、寸法については搬入可能寸法として搬入者にお知らせしている数値のため実際の搬入物に対しては余裕が必要です。提案の際には余裕分を考慮してください。
241	可燃性粗大ごみ破砕機	50	5	1	2		イン プット 仕様 ⑤		破砕機は既設と「同様の切断式とする」とあり、既設のダンピングボックスの図面が参考資料にありますが、ダンピングボックスの有無は、作業の安全性等を考慮し事業者の提案によるものとしてよろしいでしょうか。なお、ダンピングボックスが必要な場合は、ダンピングボックスの寸法、仕様も含めて既設と同様とする必要があると解釈してよろしいでしょうか。	質問No.238をご参照ください。
242	可燃性粗大ごみ破砕機	50	5	1	2		イン プット 仕様 ⑤		「異物取り出しのためのホイストを設置すること。」とありますが、異物の取り出し方法は提案によるものとしてよろしいでしょうか。	提案による協議とします。
243	受入供給機能	50	5	1	2		イン プット 仕様 ⑥		ごみクレーンは2基設置し、交互運転が可能な状態にすること。2基同時運転が可能なものにすること、との記載があります。双方の条件を満たすもので計画してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
244	受入供給機能	51	5	1	2		イン プット 仕様 ⑥		計量データはDCSを通じて中央制御室、管理棟等へ出力すると記載がありますが、必ずDCSを経由して計画する必要がありますでしょうか。	提案による協議とします。
245	受入供給機能	51	5	1	2		イン プット 仕様 ⑥		ごみクレーン操作卓の仕様例として、ピット火災報知器温度情報の表示機能を有すると記載がありますが、同室にピット火災報知器専用モニタがある場合は、そちらのみの表示としてもよろしいでしょうか。	提案による協議とします。
246	ごみクレーン バケット	51	5	1	2		イン プット 仕様 ⑥		【参考となる仕様】 「バケットは油圧開閉式ポリリップ型とし、・・・」とありますが、一方で、「ピットのコーナー部分のごみも十分に安全につまみ取れるものとする。」とあります。ピットコーナー部の掴み取りが容易でピット容量を最大限に使用できるフォーク型での提案でよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりとし、詳細については提案による協議のもと決定します。
247	クレーン操作 室窓洗浄	51	5	1	2		イン プット 仕様 ⑥		【参考となる仕様】 「クレーン操作室の窓は・・・窓ガラスの清掃が容易に行える構造とすること。」とありますが、これは自動窓洗浄装置を意図されての記載でしょうか。	基本的にはご理解のとおりとし、詳細については提案による協議のもと決定します。
248	ごみクレーン 操作室	51	5	1	2		イン プット 仕様 ⑥		「クレーン操作室は(中略)投入ホoppが見え易い位置とすること。」とありますが、運転員及び見学者の効率的かつ機能的な動線を考慮し、クレーン操作室を投入ホopp階より下階とした場合、ITVにてごみ投入ホoppを確認できる計画として提案してもよろしいでしょうか。	提案による協議とします。
249	受入供給機能	51	5	1	2		イン プット 仕様 ⑥		「クレーン操作室の窓は全面超耐熱結晶化ガラス(甲種防火戸)はめ込み式とし、窓ガラスの清掃が容易に行える構造とすること。」ありますが、甲種防火戸はめ込み式の場合室内からの清掃が困難なためピット面に点検歩廊を設けるものと考えてよろしいでしょうか。	設備内容は消防との協議によります。清掃方法は提案によります。
250	火災発生時	52	5	1	2		イン プット 仕様 ⑦		「ピット火災時に排煙ができる計画とすること。」とありますが、これは排風が可能な専用のダクト、排風ファンの設置が必要であると解釈してよろしいでしょうか。	提案による協議とします。同時に消防との協議も必要になります。
251	放水銃	52	5	1	2		イン プット 仕様 ⑦		「ごみピット放水銃には、(中略)薬液を注入する装置を設けること。」とありますが、薬液注入の有無は提案によるものとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
252	受入供給機能	52	5	1	2		イン プット 仕様 ⑧		“随所に高圧洗浄水取り出し口(カブラ)を設け、ノズル付きホースを接続することで、容易に床洗浄が行えるようにすること。”とありますが、取り出し口はプラットホームに設置するものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	質問事項	対応頁	章	節	項	小項目①	小項目②	小項目③	意見・質問内容	回答
253	集じん脱臭装置について	52	5	1	2		イン プット 仕様 ⑧		「連続運転可能時間は1ヶ月を上回る」とありますが、連続運転可能時間は年間全炉休止期間以上として計画してよろしいでしょうか。	提案による協議とします。
254	高圧洗浄水取り出し口の設置	52	5	1	2		イン プット 仕様 ⑧		「高圧洗浄水取り出し口(カプラを設け)」とありますが、市販の可搬式の高圧洗浄機を採用する提案としてよろしいでしょうか。	提案による協議とします。
255	薬液噴霧装置及び消毒装置	52	5	1	2		イン プット 仕様 ⑧		薬液噴霧装置及び消毒装置の仕様例が記載されていますが、これは、ごみ投入扉近傍の消臭剤、またはごみピットに噴霧する殺虫剤を示すとの解釈でよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりとし、詳細については提案による協議のもと決定します。
256	焼却機能	53	5	1	3	1	アウ ット 仕様 ③		炉内の排ガス性状の確認とは、炉出口での酸素濃度を確保するとの理解でよろしいでしょうか？	排ガス性状が設計の範囲に収まっていることの確認が出来ることを意味しています。方法は提案によります。
257	焼却機能	53	5	1	3	1	イン プット 仕様 ①		「基準ごみ質において、70～110%負荷の範囲で安定燃焼が行われること」とありますが、安定燃焼の定義をご教示ください。	各所の温度、排ガスの滞留時間、灰の性状等が所定の数値となるような運転状態を意味します。
258	排ガス処理機能	57	5	1	3	2	イン プット 仕様 ①		「ろ布に触媒機能を持たせることによって主にダイオキシン類の除去を行うことができる」との記載がありますが、本方法以外でもダイオキシン類の除去できますので、ろ布の仕様については事業者の提案としてよろしいでしょうか。	提案による協議とします。
259	排ガスの再循環	57	5	1	3	2	イン プット 仕様 ①		「排ガス量の低減(及び燃焼効率の向上)を図るため排ガスの再循環を積極的に行うこと。」とありますが、空気比1.5未満での低空気燃焼が可能であり、効率的な熱回収(発電効率17%以上)ができれば、排ガスの再循環の採用の有無は事業者の提案によるものとしてよろしいでしょうか。	提案による協議とします。
260	排ガス処理機能	58	5	1	3	2	イン プット 仕様 ①		「パージ用コンプレッサーを設置すること」とありますが、これに必要な圧縮空気を別途設置するプラント機器から行える場合は、本設置は設置しなくてもよいでしょうか。	提案による協議とします。
261	排ガス処理機能	58	5	1	3	2	イン プット 仕様 ①		触媒反応装置を設置しなくても窒素酸化物の除去が可能です。触媒反応装置の設置については事業者提案としてよろしいでしょうか。	提案による協議とします。
262	排ガス処理機能	58	5	1	3	2	イン プット 仕様 ①		配管経路等の随所にアンモニアガス検知器を設けるよう記載がありますが、具体的な設計指針等ございましたらご教示願います。	アンモニアを使用する場合の危険防止と適切な使用量を監視するために適宜設置してください。
263	窒素酸化物除去設備の仕様について	58	5	1	3	2	イン プット 仕様 ①		窒素酸化物除去設備の仕様例は触媒脱硝装置と記載されていますが、公害防止基準50ppmを満足できれば、形式については事業者提案としてよろしいでしょうか。	提案による協議とします。
264	ろ過式集じん装置	58	5	1	3	2	イン プット 仕様 ①		「交換用アームリフト等を備えること」とありますが、ろ布の交換は通常手作業にて実施するため、集じんろ布交換用のアームリフトの代わりに集じん器上部に蓋開閉用のチェーンブロックを設置する計画としてよろしいでしょうか。	要求水準書では、【参考となる仕様】の項目となりますので、代替方式が交換時の安全性に問題ないことを提案し、市との協議で決定すれば可能です。
265	誘引通風機	59	5	1	3	2	イン プット 仕様 ⑤		耐腐食性に優れた材質を使用することとありますが、排ガス温度は腐食に問題ない温度域としていることから、実績豊富な一般構造用圧延鋼材(SS400)にて提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書では、【参考となる仕様】の項目となりますので、腐食が起らない環境であること・耐久性が高いことを提案し、市との協議で決定すれば可能です。
266	排ガス処理機能	60	5	1	3	2	イン プット 仕様 ⑥		要求水準書(案)に関する質疑回答(H23.5.30)No.274において煙突の外筒について「鉄筋コンクリート造」の回答がありましたが、「工場との一体型(鉄骨造)」で提案させていただくことは可能でしょうか。	可能です。構造は提案による協議とします。
267	煙突について	60	5	1	3	2	イン プット 仕様 ⑥		要求水準書(案)から要求水準書への修正として、【参考となる仕様】にて、「鉄筋コンクリート製外筒」の記述が削除されていることから、鉄骨造外筒構造にて提案してもよろしいでしょうか。	No.266をご参照ください。

No	質問事項	対応頁	章	節	項	小項目①	小項目②	小項目③	意見・質問内容	回答
268	排ガス処理機能	60	5	1	3	2	イン プット 仕様 ⑥		「外筒断面等の形状及び材質は、景観及び電波障害等を考慮し決定すること。」とありますが、これらを考慮した上で建屋一体形とし、構造は鉄骨造、外壁はガルバリウム鋼板としてもよろしいでしょうか。	No.266をご参照ください。
269	煙突内筒の材質	60	5	1	3	2	イン プット 仕様 ⑥		要求水準書(案)において「煙突の内筒及びノズルはSUS製とすること。」との記載があり、これに対して、要求水準書(案)に対する意見・質問への回答No.272では、「再起動時の錆の飛散を防ぐため、本仕様でお願いします。」とのご回答をいただいています。 一方で、本要求水準書においては「煙突の内筒は耐硫酸露点腐食鋼板、ノズルはSUS316L 相当以上の材料とすること。」とあります。  本要求水準書の記載内容を正とし、煙突内筒の材質は耐硫酸露点腐食鋼板としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
270	燃焼ガス冷却機能	61	5	1	3	3	イン プット 仕様 ①		「将来的に水銀濃度の計測が可能のように」とありますが、具体的に計測点の計画があればご教示願います。	特にありません。
271	燃焼ガス冷却機能について	61	5	1	3	3	イン プット 仕様 ②		「過熱器の材質は、SUS310J1又は同等品以上の材質とすること。」とありますが、この材質は過熱器高温部に適応するものとし、低温部の材質は耐用性を考慮したうえで提案してよろしいでしょうか。	提案による協議とします。
272	燃焼ガス冷却機能	61	5	1	3	3	イン プット 仕様 ②		“過熱器の材質は、SUS310J1又は同等品以上の材質とすること。”とありますが、寿命・コスト等を踏まえ、低温部にはSUS310J1以外の合理的な材質を採用しても宜しいでしょうか。	質問No.271をご参照ください。
273	蒸気復水器について	61	5	1	3	3	イン プット 仕様 ②		「蒸気復水器の能力は、全ボイラの最大蒸気量の全量を復水できるもの」とありますが、要求水準書(案)に関する意見・質問への回答No.281と同様に、全ボイラの最大蒸気量から、全時間帯で常時使用しているプロセス蒸気を差し引いた量を、復水できるものとしてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
274	燃焼ガス冷却機能	62	5	1	3	3	イン プット 仕様 ②		“炉内のボイラ水冷壁部分には、耐火材を使用し、被覆すること”とありますが、これは燃焼室・再燃焼室の水冷壁に対する仕様であり、それより後流側の水冷壁には該当しないと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
275	ドラム保有水量	62	5	1	3	3	イン プット 仕様 ②		【参考となる仕様】 「ボイラドラムの保有水量は、時間最大蒸発量の1/4以上とすること。」とありますが、給水不能時でも、速やかに燃焼を抑え、ボイラの空焚きを防止可能な容量を有していれば当該容量にこだわらないとの解釈で宜しいでしょうか。	給水不能時の対応方法と合わせて、ボイラの空焚きを防止可能な容量を提案ください。
276	スートブロー	62	5	1	3	3	イン プット 仕様 ②		【参考となる仕様】 「(スートブローの仕様例) 蒸気によるスートブロー方式を採用する場合は、使用蒸気条件・量を提案書に記載すること。」とありますが、この提示フォームは、8/22公表の様式集(第2部)にて指示されるものと理解します。	募集要項(第2部)様式集(第2部)の技術提案書に記載してください。
277	燃焼ガス冷却機能	63	5	1	3	3	イン プット 仕様 ②		(ボイラ給水ポンプの仕様例) 「1台当りの能力は・・・数量は4台以上とすること。」とありますが、2炉共通予備を1台設けることで、常用2台+予備1台の3台としてもよろしいでしょうか。	提案による協議とします。
278	燃焼ガス冷却機能	63	5	1	3	3	イン プット 仕様 ②		(ボイラ給水ポンプの仕様例) 「復水タンクからの正圧が確保されるよう考慮」とありますが、「脱気器からの正圧が確保される」と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
279	燃焼ガス冷却機能	63	5	1	3	3	イン プット 仕様 ②		純水廃液は、排水処理設備へ送水して処理することのご指示がありますが、利用する水質として問題がなければ直接再利用水槽へ送水し、場内で再利用するものとしてよろしいでしょうか。	提案による協議とします。
280	ボイラ給水ポンプについて	63	5	1	3	3	イン プット 仕様 ②		ボイラ給水ポンプ数量が4台以上のご指定ですが、1炉1台+予備1台と考え、計3台としてよろしいでしょうか。弊社のプラントにおいても多数実績を有しており、問題なく稼働しています。 ポンプの台数を適正に設置することは維持管理コストの低減に繋がると考えます。	質問No.277をご参照ください。

No	質問事項	対応頁	章	節	項	小項目①	小項目②	小項目③	意見・質問内容	回答
281	燃焼ガス冷却機能	64	5	1	3	3	イン プット 仕様 ②		(純水タンクの仕様例) 「容量は、・・・、全ボイラ時間最大蒸発量の1時間分以上」とありますが、復水タンク等の容量も含めて、ボイラの水張り等を考慮した容量を提案させていただくことは可能でしょうか。	可能です。
282	復水タンク	64	5	1	3	3	イン プット 仕様 ②		【参考となる仕様】 「(復水タンクの仕様例)容量は、全ボイラ最大蒸発量の30分間以上とし、設計根拠を提案書に提示すること。」とありますが、この提示フォームは、8/22公表の様式集(第2部)にて指示されるものと理解します。	募集要項(第2部)様式集(第2部)の技術提案書に記載してください。
283	主灰の異物除去後の品質	65	5	1	3	4	イン プット 仕様 ①	変更出来ない仕様	「異物除去後の品質は、金属類の異物混入は10%以下とし、粒径は50mm程度以下とする。」とありますが、セメント化企業で異物の選別が不要となるスペックは、企業や工場毎に異なります。50mm以下ではサイズが大きく、セメント化企業で再選別が必要となる場合も想定されます。したがって「異物の混入率及び粒形のサイズについては熊本市が別発注で契約するセメント化企業と協議の上で決定する。」に変更願います。	異物除去はその後市が実施する再資源化において、再資源化施設の負荷を軽減するために、あらかじめ実施するものです。 異物の混入率、粒径等を変更することは、プラント設備に大きな影響を与えるため、セメント化企業との協議で決定することは困難です。 本ご質問については、ご意見として承ります。
284	灰処理機能	65	5	1	3	4	イン プット 仕様 ①		主灰からの異物除去後の品質として、金属類の混入は10%以下、粒径は50mm以下とのご提示がありますが、その確認方法についてご教示ください。	確認方法としては、いずれも手分析および篩による粒度分布検査を想定しています。
285	灰処理機能	65	5	1	3	4	イン プット 仕様 ①		(灰搬送装置の仕様例) ・搬送速度は、必要な範囲で容易に連続可変速が可能なものとする。 とありますが、機能的に可変速が不要であれば装備しないものとしてよろしいでしょうか。	提案による協議とします。
286	灰処理機能	65	5	1	3	4	イン プット 仕様 ①		飛灰運搬車両等用のシャッター付車庫は、添付資料12,13にて工場棟東側に記載の倉庫/車庫に設置するものとしてよろしいでしょうか。	位置については提案による協議とします。
287	灰処理機能	65	5	1	3	4	イン プット 仕様 ①		“飛灰運搬車両等用のシャッター付車庫を設けること。”とあります。 ①飛灰運搬企業が本施設外で車両を管理する場合は、この車庫は不要と考えて宜しいでしょうか。 ②主灰・主灰異物運搬車両用の車庫は不要と考えて宜しいでしょうか。必要となる場合、車両台数・サイズをご教示下さい。	①については提案による協議とします。 ②不要とします。
288	主灰異物の貯留について	65	5	1	3	4	イン プット 仕様 ①		“主灰異物は種類ごとにホップ等に貯留”とありますが、ホップ等にはピット貯留方式も含まれるものとして考えても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
289	飛灰運搬車両等用車庫について	65	5	1	3	4	イン プット 仕様 ①		「飛灰運搬車両等用のシャッター付き車庫を設けること」とありますが、飛灰車両の手配・管理は運営事業者の運用になります。場内の車庫を使用しないこともありますので、車庫の設置については事業者判断とさせていただきます。	質問No.287をご参照ください。
290	飛灰搬出車両について	65	5	1	3	4	イン プット 仕様 ①		「タンクローリー等の運搬車両」との記載がありますが、天蓋付ダンプ車も同運搬車両に含まれると解釈してよろしいでしょうか。	飛散防止が確実に出来る構造であれば、ご理解のとおりです。
291	灰搬送装置	65	5	1	3	4	イン プット 仕様 ①		【参考となる仕様】 「(灰搬送装置の仕様例)搬送速度は、必要な範囲で容易に連続可変速調整が可能なものとする。」とありますが、灰発生量変動を加味した十分な搬送容量を見込むことで搬送速度の調整は不要になると考えます。	提案による協議とします。
292	飛灰運搬車庫	65	5	1	3	4	イン プット 仕様 ①		「飛灰運搬車両等用のシャッター付車庫をもうけること。」とありますが、車庫のその他の仕様は7月20日付け貴市公表のあった「要求水準書(案)に関する意見・質問への回答」No.409にあるように、事業者が飛灰運搬に用いる車両2台分の広さを提案するものとしてよろしいでしょうか。	大きさは現工場の参考値であり、詳細は提案による協議とします。
293	主灰の品質	65	5	1	3	4	イン プット 仕様 ①		「金属類の異物混入は10%以下とし、粒径は50mm程度以下とする。」とありますが、これ以外に満足すべき条件(含水率等)はないと考えてよろしいでしょうか。もしありましたらご教示ください。	含水率は飛散しない程度と考えております。

No	質問事項	対応頁	章	節	項	小項目①	小項目②	小項目③	意見・質問内容	回答
294	灰処理機能	66	5	1	3	4	イン プット 仕様 ①		「灰ピット内の空気は二次燃焼用空気とし・・・」とありますが、灰ピット内に空気を吹込むことが無ければ、二次燃焼用空気はごみピットからの吸引としてよろしいでしょうか。	灰ピット内の環境維持のための記載なので、環境が維持できれば吸引箇所は提案によります。
295	集じん装置の排気先について	67	5	1	3	4	イン プット 仕様 ④		環境を改善するための集じん装置の排気先(ルート含む)について、ご指定はありますでしょうか。	特にありません。
296	環境を改善するための集じん装置	67	5	1	3	4	イン プット 仕様 ④		環境を改善するための集じん装置は、各機器からの粉じんを共通の集じん装置で捕集する提案としてよろしいでしょうか。 また、ここに示された集じん装置は、要求水準書85頁5-4-1①にある「環境を改善するための集じん装置」と兼用してもよろしいでしょうか。	提案による協議とします。
297	セメント化施設へ主灰を運搬する車両仕様	67	5	1	3	4	イン プット 仕様 ⑤	変更 出来 ない 仕様	「セメント化施設へ運搬する主灰は、20トンダンプ車へ積み込むこと。」ありますが、20tとは車両総重量ではなく積載重量と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
298	灰処理機能	67	5	1	3	4	イン プット 仕様 ⑤		緊急時に充填したフレコンバッグを処分場へ搬入する際の運搬車の条件(車両サイズ他)あるでしょうか。	扇田環境センターの計量器から10t、ダンプ以下の車両を想定しています。
299	主灰運搬車について	67	5	1	3	4	イン プット 仕様 ⑤		主灰及び主灰異物の運搬用の10トンダンプ車、セメント化施設への運搬用の20トンダンプ車のそれぞれの車両寸法、回転半径等をご教示願います。	積載荷重10トン及び20トンの一般的な運搬車両でご検討ください。
300	灰処理機能 インプット仕様	67	5	1	3	4	イン プット 仕様 ⑤		緊急時の飛灰充填する1m <sup>3</sup> フレコンバック材質及び搬送形態の指定はありますでしょうか。 扇田環境センターにおいてフレコンバックの荷降しできる設備がありますでしょうか、荷降し設備が無い場合には、飛灰運搬企業にてユニット車の準備が必要と考えます。	前段について、フレコンバックの材質は、現工場搬出で使用している同等品程度を求めます。 (参考:現工場仕様)日本フレキシブルコンテナ工業会品質保証品・JISZ1651適合品で丸型4点吊ベルト・排出口付き 後段については、No.22をご参照ください。
301	緊急時の飛灰搬出	67	5	1	3	4	イン プット 仕様 ⑤		【変更できない仕様】 「緊急時に飛灰を扇田環境センターへ運搬する場合は、安定化処理を行った後、1m <sup>3</sup> のフレコンバックに充填した上で運搬すること。」と新たに追記されましたが、荷姿を1m <sup>3</sup> フレコンとするその目的についてご教示願います。また、試運転期間中も同様の荷姿での排出を想定されておりますでしょうか。	前段は最終処分場における塩分流出を抑制するためです。 後段は、試運転期間中も同様に考えています。
302	飛灰処理物	67	5	1	3	4	イン プット 仕様 ⑤		「緊急時に(中略)フレコンバックに充填した上で運搬すること。」とありますが、混練機で安定化処理した飛灰処理物は、ピット等に一時貯留する必要はなく、直接フレコンバックに充填するとの解釈でよろしいでしょうか。	飛灰処理物が滞留なしに搬出できる方法であれば、提案によります。
303	飛灰処理物	67	5	1	3	4	イン プット 仕様 ⑤		「緊急時に(中略)フレコンバックに充填した上で運搬すること。」とありますが、フレコンバックに充填された飛灰処理物を一時貯留する場所(スペース広さ、貯留日数)は事業者の提案によるものとの解釈でよろしいでしょうか。	提案による協議とします。 質問No.302をご参照ください。
304	焼却熱利用機能	69	5	2	1		イン プット 仕様 ②		温水供給を行うハウス園芸施設と余熱利用施設(設備)の配管の取合い位置は、要求水準書 添付資料2に示された1箇所と理解してよろしいでしょうか。 また、各々の施設で生じる圧力損失が異なると思われませんが、取合箇所での供給圧力及び戻り圧力についてご教示願います。	添付資料2で示した取合い位置は、現西部環境工場とハウス園芸施設の取合い位置です。 新西部環境工場でもハウス園芸施設に関しては取合い位置の変更はありません。 ですが、余熱利用施設の設置場所は現在未定ですので、余熱利用施設の配管はハウス園芸施設とは別に要求水準書70頁で示すとおりです。
305	焼却熱利用機能について	69	5	2	1		イン プット 仕様 ②		「ハウス園芸施設への熱供給は温水(80℃以上)」とありますが、添付資料2「園芸ハウス参考単価」に温水に必要な供給条件は60℃～80℃と記載されています。温水の供給条件は60～80℃と考えてよろしいでしょうか。ボイラの形式は温水供給条件が満足できれば事業者提案でよろしいでしょうか。 また、既存の温水ボイラの仕様をご教示願います。	温度は80℃としてください。 ボイラ形式は提案によります。 既存温水ボイラの仕様は【要求水準書質疑No.305 添付資料】現西部環境工場温水供給用熱交換器仕様書をご参照ください。
306	バックアップボイラについて	69	5	2	1		イン プット 仕様 ②		余熱利用施設とハウス園芸施設への4GJに対してバックアップ用温水ボイラの10GJは大きすぎると考えられますが、他の用途を想定しているのでしょうか。	ハウス園芸への確実な熱供給の必要性から想定しています。詳細については、提案による協議とします。

No	質問事項	対応頁	章	節	項	小項目①	小項目②	小項目③	意見・質問内容	回答
307	余熱利用	69	5	2	1		イン プット 仕様 ②		【変更できない仕様】 ハウス園芸施設への熱供給は添付資料2の150A既存配管につなぎ込むとの記載がありますが、この配管の敷地境界の取り合い点での温水供給圧力、敷地境界以降(民間事業者所掌外)の温水供給最高高さ及び圧力損失をご教示願います。 また、未定とのことですが、余熱利用施設への温水供給圧力(敷地境界取り合い点)、敷地境界以降(民間事業者所掌外)の温水供給最高高さ及び圧力損失についてもご指示願います。	前段については質問No.304をご参照ください。 後段については温水供給圧力40mAqで計画してください。
308	余熱利用	69	5	2	1		イン プット 仕様 ②		【変更できない仕様】 既存ハウス園芸施設への温水供給において、温水の自動遮断・自動流量調節等の制御機能はありますでしょうか。	特にありませんが、配管等の破損による大量の漏水等に対する安全装置は考慮してください。
309	発電効率	69	5	2	1		イン プット 仕様 ②		「当該3GJ/hの熱利用拡大を実施した状態でも発電効率17%を確保すること。」とありますが、これは3GJ/hの熱供給を行った状態で、高効率ごみ発電交付要件を満たすことを示されているとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
310	焼却熱利用機能について	70	5	2	1		イン プット 仕様 ②		「余熱利用施設への熱供給は、敷地境界まで100mのトレンチ内に…」とありますが、具体的な敷設位置を図示願います。	まだ決定していません。
311	将来的な熱利用について	70	5	2	1		イン プット 仕様 ②		将来的に熱利用が決定した場合、取り出し口(フランジ)からの配管施工費は運営事業者の負担とはならないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
312	焼却熱利用機能	70	5	2	1		イン プット 仕様 ②		「余熱利用施設への熱供給は温水とし、敷地境界まで100mのトレンチ内に配管を収納し、敷地境界でバルブ止めの上閉止フランジ止めとする」と記載ありますが、添付資料2に具体的な位置の指示がありません。ハウス園芸施設への熱供給取合い箇所近傍で想定し、配管トレンチはハウス園芸用と兼用が可能と考えてよろしいでしょうか？	まだ、決定していませんので別配管としてください。
313	余熱利用設備への熱供給について	70	5	2	1		イン プット 仕様 ②		「敷地境界まで100mのトレンチ内に配管を収納し、敷地境界でバルブ止めの上、閉止フランジ止とする」とありますが、この項における敷地境界とは新西部環境工場の敷地境界と考え、余熱利用設備の位置が未定なので、100mのトレンチを見込み、取り合い点が新西部環境工場の敷地境界であるという解釈よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
313-2	将来の熱利用について	70	5	2	1		イン プット 仕様 ②		「将来的な民間等への熱利用拡大に係る設備を設置する場合の準備として、以下の対応を行うこと。」として、対応が列記してありますが、その内容は建屋内の対応のみであるので、建屋外においてあらかじめ準備しておく事項はないものと考えてよろしいでしょうか。	本市では、将来の熱利用の形態のひとつとしてオフライン潜熱蓄熱輸送システムの検討を行っています。 導入することとなった場合には、熱交換器等設置スペース並びに輸送車両(蓄熱コンテナ及び架台車両;セミトレーラーを想定。)の動線及び輸送車両の取り回し・コンテナと熱交換器の接続スペースの準備が必要です。 民間事業者は、具体的に、次の①～④のスペースの確保を行い、また、市が導入を具体的に検討する際には、熱量計算、動線及び配置計画等について必要な協力を行うこととします。 ① 熱交換器及び熱煤油ポンプ等補機類設置スペース(建屋内又は建屋外;約4m×約2m×約2.5m(高さ)) ② 熱交換器へのコンテナ接続スペース(14m×4m×3台分) ③ ②のスペースへの輸送車両の寄り付き・切り返しスペース(通路幅12m) ④ 輸送車両の動線(90度曲がり部については、8m以上の通路幅が必要) 詳細については、提案による協議とします。
314	各計装機器からの伝送について	71	5	3	1		イン プット 仕様 ①		「各計装機器からの伝送は光信号等の誘導障害やスパーク体制に優れたものを使用すること。」と記載があり、以前に頂いております質問回答に於いても「原則、光信号としますが、個別の伝送方式については提案によります。」といただいております。ここでいう伝送とは、現場の計装機器の計測信号を通信信号等に変換して中央制御装置へ送る場合と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
315	ばいじん連続測定器	72	5	3	1		イン プット 仕様 ①		各炉別に煙突入口においてばいじん連続測定器を設置することとありますが、ろ過式集じん装置出口に設置し、早期にろ過式集じん装置出口のばいじん濃度を検知する提案としてよろしいでしょうか。	最終箇所付近での測定を目的とするため、要求水準書のとおりとします。

No	質問事項	対応頁	章	節	項	小項目①	小項目②	小項目③	意見・質問内容	回答
316	監視・制御機能	73	5	3	1		イン プット 仕様 ①		モニタ・カメラを操作するコンソール端末は、カメラのリモート操作やモニタの表示切替操作等を行う卓上操作器の理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
317	監視・制御機能	73	5	3	1		イン プット 仕様 ①		各所設置モニタの映像割付けをご教示下さい。映像切替機能を有効に利用し、モニタ台数を減らすことを提案してもよろしいでしょうか。	提案による協議とします。
318	監視・制御機能	73	5	3	1		イン プット 仕様 ①		画像を記録する仕様となっておりますが、記録を要する監視場所をご教示下さい。	提案による協議とします。
319	ITV設置箇所	73	5	3	1		イン プット 仕様 ①		ITV装置の仕様例として設置各箇所が記載されていますが、これらのITV設置箇所については、アウトプット仕様が満足できる前提の下、兼用等の対応を取ることは可能でしょうか。	提案による協議とします。
320	監視・制御機能	75	5	3	1		イン プット 仕様 ②		監視盤においても当該機器のランプ点滅等により明示することと記載がありますが、セミグラフィックパネルを設置するというのでしょうか。	提案による協議とします。
321	監視・制御機能	75	5	3	1		イン プット 仕様 ②		警報を発した際は当該内容をリアルタイムでプリントアウトすることと記載がありますが、記録紙削減のため、データとして記録し、必要に応じてプリントアウトする仕様でよろしいでしょうか。	運転員の注意を喚起し、紙ベースでの情報提供を行うことを目的とした記載です。同様の効果が得られる方法であれば提案によります。
322	収集データ	75	5	3	1		イン プット 仕様 ②		【参考となる仕様】 収集データの項目の中に「排水処理(放流水pH等)」とありますが、プラント系の排水処理を意味するものなのでしょうか。	ご理解のとおりです。
323	監視制御機能について	75	5	3	1		イン プット 仕様 ②		「以下のプロセスデータを収集、自動的に現在値、日報、月報、年報、トレンド等を表示、作成できること。(中略)▶その他用役等(ユーティリティ。プラント系、建設系個別に)」とありますが、ここでいう「建築系個別」とは、建築の監視設備として要求水準書88頁5-4-1④に示された中央監視制御設備で管理するものと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
324	監視・制御機能	76	5	3	1		イン プット 仕様 ②		プラントデータサーバの仕様例として、リモートアクセスが可能なことと記載がありますが、端末台数は何台となりますか。また、その範囲は場内のみですか。	市側のリモートアクセスはモニタリングを実施する部屋に2台程度で、事業者側についてはご提案ください。運用範囲は場内を想定しています。
325	監視・制御機能	76	5	3	1		イン プット 仕様 ③		オペレータコンソールの仕様例として、建築設備の操作制御も含めるような記載がありますが、プラント運転管理上、プラント用オペレータコンソールとは別途建築設備専用のものを設置してもよろしいでしょうか。	提案による協議とします。
326	監視・制御機能	78	5	3	1		イン プット 仕様 ⑦		プロセス稼働状況、警報等重要度の高いものについては、中央監視盤に表示することと記載がありますが、オペレータコンソールと同形式の操作盤に集合表示窓も設けて重要度の高い機器の状況および警報を表示することによろしいでしょうか。	提案による協議とします。
327	監視・制御機能	78	5	3	1		イン プット 仕様 ⑦		大型ディスプレイ表示はDCS画面+ITV表示が行えるものとし、監視盤の主要機器等の警報表示灯、重要機器の運転状態表示灯としてDCS画面を代用することによろしいでしょうか。	提案による協議とします。
328	給水機能	78	5	3	2		イン プット 仕様 ①		容量は1日当り使用量の12時間以上の意味は、12時間/24時間で1日当り使用量の1/2の容量ということでしょうか。	ご理解のとおりです。
329	プラントホーム等の洗浄用の高圧水圧力について	79	5	3	2		イン プット 仕様 ①		プラントホーム等の洗浄用の高圧水圧力はポータブル洗車機程度、としてよろしいでしょうか。	搬入車に対して等、安全上問題が無く、洗浄に支障が無いことが確認できれば、可能です。
330	プラントホーム等の洗浄用の高圧水圧力について	79	5	3	2		イン プット 仕様 ①		換気用マンホールとは、1つの水槽につき給気と排気のため、2ヶ所以上のマンホールを換気が滞らないように配置するもの、としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
331	吸水機能について	79	5	3	2		イン プット 仕様 ②		「井水を年間70,000tまで利用することができる」とありますが、現西部環境工場の井水取得深度をご教示願います。	要求水準書(案)に関する質疑回答に係る添付資料No.146 をご参照ください。

No	質問事項	対応頁	章	節	項	小項目①	小項目②	小項目③	意見・質問内容	回答
332	井水データ	79	5	3	2		イン プット 仕様 ②		前回5/30質問回答において、井水データとして添付資料No.314(昭和59年データ)を頂いておりますが、現西部環境工場で使用されている井水は、当該データ同等の性状との理解でよろしいでしょうか。最近の井水データがありましたらご教示願います。また、現在使用されている井水のサンプリングは可能でしょうか。	前回提示の添付資料は昭和59年当時のデータになります。現在使用している井水のサンプル提供については入札参加資格審査通過者へ募集要項(第2部)と共に案内いたします。
333	給水機能	79	5	3	2		イン プット 仕様 ②		井水性状について、データを提示いただいておりますが、サンプルの提供は可能でしょうか？	No.332をご参照ください。
334	保安用電源容量について	80 82	5	3	3		アウ トプット 仕様 ⑤		現西部環境工場への保安用電源容量をご教示願います。	No.335をご参照ください。
335	保安用電源について	80 82	5	3	3		アウ トプット 仕様 ⑤		送電する保安用電源は送電航空障害灯(AC100V、100W)電源という理解でよろしいでしょうか。他に保安用電源として必要であれば、合計運転容量(実際に消費する最大電力)及び接続点、配線ルートをご教示願います。	仕様については、No.65をご参照ください。合計運転容量は約200W強となります。接続点、配線ルートについては要求水準書の添付資料16をご参照ください。
336	無停電電源設備の仕様例について	81	5	3	3		イン プット 仕様 ②		蓄電池は長寿命型制御弁式据置鉛蓄電池 MSEシリーズ(補水、比重測定が不要)でよろしいでしょうか。	提案による協議とします。
337	非常照明器具について	81	5	3	3		イン プット 仕様 ②		「蓄電池容量は、予定負荷(計装用・非常用照明等)に30分以上給電可能とすること。」とありますが、建築基準法上必要な非常照明については蓄電池内臓型で計画しても良いでしょうか。	提案による協議とします。
338	新区役所への電源供給に関する工事について	81	5	3	3		イン プット 仕様 ③		本施設から、新区役所に給電工事を行います。本施設の敷地境界から外(地下埋設部分、新区役所電気室内機器等)については、本施設の敷地境界外のエリアになることから本施設の電気主任技術者管理範囲外と考えてよろしいでしょうか。	本施設の電気主任技術者管理範囲については、No.455をご参照ください。
339	新区役所への電源供給に関する工事について	81	5	3	3		イン プット 仕様 ③		新区役所電気室内増設盤については、機器設計・製作等を本工事で実施する事から機器の性能保証期間に関しては引き渡し後3年間と考えます。尚、設備自体が新区役所電気室に設置され、運用等につきましては新区役所殿にて実施される事からオペレーション、日々のメンテナンス、並びに法定点検・更新等に関しては、本工事範囲外と考えてよろしいでしょうか。	新西部環境工場と新区役所の責任分界点は、No.455のとおりとします。なお、新区役所側の責任範囲においては、点検・維持・管理等は新区役所側で行いますが、両施設のどちらかで停電作業がある場合等は、相互の連絡及び可能な範囲での協力を行うものとします。
340	故障状態の警報について	81	5	3	3		イン プット 仕様 ③		新西部工場中央監視室で発報する、区役所受電側の故障内容(名称、重故障・軽故障の区別等)、故障点数をご教示願います。	地絡、工場停電、商用停電、自家発運転中等重故障のみ発報で検討してください。故障点数は多くても10点程度なので、10点でご検討ください。
341	太陽光発電設備の設置について	81	5	3	3		イン プット 仕様 ③		事前に電気事業者と特定供給先の太陽光発電設備も含めて協議を行い計画すること。とありますが、特定供給先の太陽光発電設備につきましては、電気事業者との協議内容を開示願います。	電気事業者(九州電力)との事前協議では、ごみ発電設備として余剰電力受給契約を締結する場合、太陽光発電で発電した電力は売電する電力に混在しないことが条件となります。よって、可能性は低いですが、特定供給先の所内負荷が特定供給先の太陽光発電よりも低い場合に、工場側への逆送電を防ぐ設備が必要となります。
342	設備維持機能／給電機能について	81	5	3	3		イン プット 仕様 ③		新区役所と西区役所(添付資料15記載名称)は同じと解釈して宜しいでしょうか。埋設工事の施工時期は本施設建設期間中に実施できるものと考えて宜しいでしょうか。また、新区役所構内図(敷地境界と電気室の位置関係が分かる図面)をご提示頂けないでしょうか。	前段および中段についてはご理解のとおりです。後段については、要求水準書添付資料15をご参照ください。
343	太陽光発電設備	81	5	3	3		イン プット 仕様 ③		【変更できない仕様】 「本施設への太陽光発電設備の設置については、事前に電気事業者と特定供給先の太陽光発電設備も含めて協議を行い計画すること。」とありますが、特定供給先の太陽光発電設備仕様及び想定されている協議事項がありましたらご教示願います。	新区役所の太陽光発電設備容量は50kwです。また、九州電力との余剰電力契約を行う場合は、No.341の条件が協議事項となります。
344	特定供給先への電力供給	81	5	3	3		イン プット 仕様 ③		【変更できない仕様】 「電気事業者の電気が特定供給先に流れ込まないようなシステムを構築すること。」とありますが、これは民間事業者が、特定供給先へ電力を供給している間は、電力事業者から電力を購入してはならない。常に『発電出力-(場内消費電力+特定供給先電力)>0』でなければならないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。また、発電機が停止するときは、特定供給先へのブレーカを切らなければなりません。

No	質問事項	対応頁	章	節	項	小項目①	小項目②	小項目③	意見・質問内容	回答
345	給電機能	81	5	3	3		イン プット 仕様 ③		新区役所までの新設の電気配管ルートは、添付資料15に示されるように、新西部工場から西区役所敷地際のハンドホールまでとし、区役所敷地内は既設の配管を使用できるものと考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
346	地中埋設	81	5	3	3		イン プット 仕様 ③		新区役所への送電は「地中埋設」とありますが、事業境界内は架空でもかまわないとの解釈でよろしいでしょうか。	敷地境界内は提案によります。
347	急激な電圧変動について	81	5	3	3		イン プット 仕様 ③		要求水準書の記載内容から、電気事業者との間で本工事に関する協議がある程度なされていると推察されますが、「急激な電圧変動を抑制するシステム」の構築に関して、電気事業者との間で協議されている内容を可能な範囲でご教示ください。	電気事業者(九州電力)との協議では、需要家への電力安定供給の観点から受電・充電時の急激な電圧変動抑制を要望されています。 (参考:協議内容での想定事例) 炉の立ち上げ時での電圧変動抑制システム・ポンプ等の動力機器同時起動防止等。
348	余剰電力の逆送電について	81	5	3	3		イン プット 仕様 ③		特定供給先の太陽光発電設備も含めて協議とありますが、特定供給先では、太陽光発電設備による電力は全て充電するのでしょうか。また、特定供給先の太陽光の容量、仕様をご教授願います。	特定供給先の太陽光発電設備による電力は全て自家消費となります。 また、太陽光発電設備の容量は50kwとなります。
349	既設の受電盤他について	81 添付 資料 15	5	3	3		イン プット 仕様 ③		(1)新設盤の据付時期及び既設盤の改造工事時期をご教示願います。 (2)非常用発電機自動起動につきましては、添付資料15の単線結線図で見ると、既設非常低圧電灯・動力盤内に設置した低圧動力盤の不足電圧検知(27)により停電自動起動指令を非常用発電機に送っていると思われます。このため、非常用発電機に新たな回路改造を施さなくとも、高圧受電盤(工場用)、高圧受電盤(電力会社)のどちらかで受電している場合でも、受電断に不足電圧検知(27)により非常用発電機は自動起動すると思われます。ご確認をお願いいたします。 (3)現地改造が必要な既設盤の製造メーカーをご教示願います。	(1)については、区役所の停電に係るものは休庁日を想定しています。それ以外については協議により決定します。 (2)については、ご理解のとおりですが、工場からの受電が停止した時に商用への切り替えは無瞬断ではないため、不足電圧検知から非常用発電機が起動するまでのタイマーの調整等が必要と考えています。また、復電時の調整も必要ではと考えています。 (3)については、山代電機製作所製です。
350	現西部環境工場の煙突の航空障害灯の維持補修期間について	82	5	3	3		イン プット 仕様 ⑤		「航空障害灯に関する維持管理業務は本事業の範囲とする。」とありますが、この維持管理業務は本事業開始から何年間とすればよろしいでしょうかご教示願います。 また解体に伴う本施設からの送電ケーブルや盤の撤去にかかる費用は本運営事業費には含まず、撤去時に貴市と協議することよろしいでしょうか。	前段については、No.63をご参照ください。 後段についてはご理解のとおりです。
351	排水処理設備仕様について	83	5	3	4		イン プット 仕様 ①		適切な水質確保が可能であれば、処理方式は事業者提案とさせていただきますもよろしいでしょうか。	排水処理設備の仕様例は【参考となる仕様】のため、事業者提案が可能ですが、本市の求める「アウトプット仕様」の発揮が可能であることがその場合の条件になります。
352	排水処理機能	83	5	3	4		イン プット 仕様 ①		「生活排水は下水道放流とし、接続地点までの排水管設置工事は建設請負事業者の範囲とする」とありますが、現状は下水道への接続はないのでしょうか？ もしある場合、今回の工事で敷地から二箇所での放流になりますが、問題ないでしょうか？	現状での下水道放流はございません。
353	排水処理機能	83	5	3	4		イン プット 仕様 ①		「生活排水は下水放流とし、接続地点(添付資料5参照)までの排水管設置工事は建設請負事業者の範囲とする。」とありますが、これに要する受益者負担金と本管接続までの工事負担金をご教示願います。	No.94をご参照ください。
354	pH計の自動校正機能について	83	5	3	4		イン プット 仕様 ①		pH計については自動校正装置付とありますが、自動校正装置付の計器は市場流通量がきわめて少なく、汎用性に乏しいため、竣工後の維持管理面において製品や部品の入手が困難になることを危惧しています。施設運営において適正に校正作業を実施するという条件として、自動校正装置を除外させていただくことはできないでしょうか。	pH計の仕様例は【参考となる仕様】のため、自動校正装置付きにするかについてはご提案によります。手動校正を定期的に行い運用上カバーする方法やサンプリングの数値を元に校正が必要な場合には警報を発報する等の自動校正に代わるものの提案をしていただくことが必要になります。
355	排水管接続地点について	83	5	3	4		イン プット 仕様 ①		排水管の接続先として添付資料5に計画下水管の位置が示されていますが、計画下水管の埋設深さは幾らでご計画でしょうか。また計画下水管は別途工事と考えてよろしいでしょうか。	計画下水道管の深さは接続予定位置でGL-1.5m程度です。 計画下水道管は別途工事です。
356	雷保護設備の保護レベルについて	84	5	3	5		イン プット 仕様 ①		「建築物等の雷保護(JIS A 4201:2003)による雷保護設備を設けること。」とありますが、設置する場合の保護レベルは、消防法の危険物施設に該当しない場合には法的基準がなく任意設定となります。その場合はレベル4として良いでしょうか。	No.127をご参照ください。

No	質問事項	対応頁	章	節	項	小項目①	小項目②	小項目③	意見・質問内容	回答
357	設備保護機能について	84	5	3	5		イン プット 仕様 ①		“プラント機器は建築建屋内に設置すること”とあります件、以下確認させてください。 ① 燃料タンクは建屋の外に設置しても宜しいでしょうか。また、屋外タンクとしても宜しいでしょうか。 ② 計量機、蒸気復水器、機器冷却水冷却塔や、煙突・周回道路視認のためのITVカメラなど、機能上建屋外に設置する必要があるものは本項除外します。	ご理解のとおり、機能上屋外設置の必要があるものはこの限りではありません。
358	洗車設備について	87	5	4	1		イン プット 仕様 ③		主灰搬出車両及び飛灰搬出車両に使用する洗車設備は、車両サイズも異なるため、飛散防止用の壁を設けた手動洗車設備で計画してよろしいでしょうか。	提案による協議とします。
359	洗車設備について	87	5	4	1		イン プット 仕様 ③		洗車設備は主灰搬出車両及び飛灰搬出車両用であり、ごみ搬入車両用の洗車設備は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
360	洗車設備	87	5	4	1		イン プット 仕様 ③		【変更できない仕様】 「主灰搬出車両(20トンダンプ車及び10トンダンプ車)及び飛灰運搬車両に使用する洗車設備を設置すること。」とありますが、本洗車目的は、主灰・飛灰積込後の場外輸送前の洗浄であり、タイヤ周り・荷台外表面を自動洗浄するものとの理解でよろしいでしょうか。また、洗車予定の車両の寸法をご教示願います。	前段についてはご理解のとおりです。後段については、主灰搬出車両(20トンダンプ車～10トンダンプ車)から寸法を想定してください。
361	作業性を確保する機能	87	5	4	1		イン プット 仕様 ③		主灰搬出車両における洗車の使用方法、頻度について御教示願います。	将来の主灰搬出における契約者の意向によるため未定です。
362	洗車	87	5	4	1		イン プット 仕様 ③		洗車は、洗車対象は主灰搬出車両、飛灰運搬車両のみであり、収集車両の洗車は行わないものと解釈してよろしいでしょうか。 また、必要な洗車台数、1台あたりの洗車水量をご教示ください。さらに、洗車方法(手動or自動)については提案によるものとしてよろしいでしょうか。	前段はご理解のとおりです。 中段の台数は図表1-6をご参照ください。洗車水量は提案によります。 後段は提案によります。
363	電話設備について	87	5	4	1		イン プット 仕様 ④		「④諸室に電灯、通信、防犯等の建築設備が備わっていること。」とありますが、電話設備について具体的な記載がないように思われます。電話設備については事業者にて内容を提案させていただけるものとしてよろしいでしょうか。	要求水準書に記載しているものについて実施していただき、その他の部分をご提案ください。
364	作業性を確保する機能	88	5	4	1		イン プット 仕様 ④		「所轄消防署と協議し、防火対象物の用途に応じた設置基準を満たす消防用設備を設けること」とありますが、現環境工場の危険物取扱所の指導範囲についてご教示願います。	①設置届での図面確認②使用開始前の現場確認 ③定期点検の報告の受理④不定期の立ち入り検査 ⑤日常点検に関する指導⑥避難方法に関する指導等になります。
365	建築設備の中央監視制御設備について	88	5	4	1		イン プット 仕様 ④		建築設備用の中央監視盤は、プラント用の中央監視設備とは独立して設置するかと考えてよいでしょうか。	運転員が故障信号等の認識を速やかに行えるよう計画願います。 内容は提案によります。
366	作業性を確保する機能について	88	5	4	1		イン プット 仕様 ④		(中央監視制御設備の仕様例)として「建築設備を一括管理できる設備を設置すること」とされていますが、P.76(5-3-1監視・制御機能)③(オペレーターコンソールの仕様例)にも「建築設備の操作・制御」と書かれています。建築設備の操作・制御・管理は、プラント設備とは別個に、建築設備中央監視制御設備を設けるといった考え方でよろしいでしょうか。	質問No.365をご参照ください。
367	施設管理機能について	88	5	4	1		イン プット 仕様 ④		拡声設備の仕様例として「非常放送兼用とすること。」とありますが、消防法により自動火災報知設備(ベル)の有効範囲は非常警報は兼用設備とすることができるため、非常放送兼用は不要として提案してよろしいでしょうか。	機能上問題なければ兼用は可能です。 内容は提案によります。
368	自動火災報知設備の設計図について	88	5	4	1		イン プット 仕様 ④		「消防法に基づき自動火災報知設備を設けること。設備内容は法令に基づき計画し、設計図及び仕様書を提出すること」とありますが、提出は入札時に必要になるのでしょうか	必要ありません。
369	市収集者(不法投棄物等)を保管する機能	89	5	4	2		イン プット 仕様 ①		保管物由来の汚水について排水処理施設にて処理不可能と想定される保管物の場合には、速やかに搬出されるものと考えます。	どのようなものが該当するかご教示ください。内容についてはご理解のとおりです。

No	質問事項	対応頁	章	節	項	小項目①	小項目②	小項目③	意見・質問内容	回答
370	不法投棄物	89	5	4	2		イン プット 仕様 ①		適正な保管方法を検討するため、家電4品目以外に考えられる不法投棄物の品目についてご教示ください。	要求水準書P11(処理不適物の例)をご参照ください。タイヤ、スプリング入りマットレス、バッテリー、大型金属類、消火器、家電リサイクル法対象品、パソコン、ガスボンベ、オートバイ、FRP船、農業用ビニール等、揮発油、火薬類、発炎筒、水銀体温計・血圧計等、農薬類、毒物・劇物など。
371	居住性を確保する機能について	90	5	4	3		イン プット 仕様 ②		管理棟の計画にあたり、屋外階段設置の理由についてご教示願います。	2方向避難と災害時の一時避難の際に使用することを想定しています。
372	周辺との調和機能について	91	5	4	4				事業区域及び事業区域外関連工事区域について、現況道路及び水路の構造、下部地盤改良の有無をご教示願います。改良されているのであれば、改良工法、深度、設計強度をご教示願います。	事業区域の道路、水路(側溝)の構造については、要求水準書「5-4-4 周辺との調和機能」に記載の通りです。事業区域外関連工事の現況道路及び水路の構造については、[要求水準書 添付資料7]をご参照ください。現況水路の基礎地盤については地盤改良はされておりません。しかし、新設水路の基礎地盤の状況によっては、地盤改良等の対策が必要になると考えております。この場合、その施工方法については事業者の提案による協議とします。
373	周辺との調和機能について	91	5	4	4				付替え道路の整備時期について、制限や条件があれば、ご教示願います。	基本的には、付替え道路工事については、軟弱地盤対策工事が完了した後になると考えております。また、近接して田畑があるので、営農者に事前に工事時期の説明が必要と考えております。上記のような制約はありますが、基本的には提案による協議と考えています。
374	周辺との調和機能	91	5	4	4		アウト プット 仕様 ①		軟弱地盤対策工事、造成工事は、付替え道路、水路の切替工事(仮設対応含む)の時期については事業者提案としてよろしいでしょうか？	基本的には、付替え道路、水路工事については、軟弱地盤対策工事が完了した後になると考えております。なお、水路工事については農繁期(5月～11月)を避けてください。上記のような制約はありますが、基本的には提案による協議と考えています。
375	周辺との調和機能	91	5	4	4		アウト プット 仕様 ②		添付資料12、13の図面で、既設敷地の南東角に「放流水門」があるようですが、この用途を御教示願います。	現在は使用しておりませんが、プラント処理水の放流施設になります。
376	植栽	91	5	4	4		アウト プット 仕様 ③		【アウトプット仕様】 「敷地周辺には中低木を主体とした植栽を行う等、工場棟の圧迫感を緩和するために配慮すること。」とありますが、中低木の定義をご教示願います。また、ご提示の質問回答資料等から高木の採用は、鳥の巣を配慮すれば、可能と理解して宜しいでしょうか。	中木は樹高1.0～3.0m、低木は1.0m以下と考えております。高木については、鳥の巣を配慮したとしても、とまり木になることから不可とします。
377	周辺との調和機能	91	5	4	4		イン プット 仕様 ①		調整池堰堤の地震時の安全性の確保について、検討震度を御教示願います。	レベル1地震動と考えております。
378	周辺との調和機能について	92	5	4	4		イン プット 仕様 ①		「盛土材として不適当な場合は、改良を行い利用すること」とありますが、事前に現地確認させていただくことは、可能でしょうか？また、現状の土壌に関して汚染等調査の結果がありましたらご提示願います。	前段については、現工場の敷地外調査は不可とします。後段については、現在縦覧中の環境影響評価準備書をご参照ください。
379	進入路	92	5	4	4		イン プット 仕様 ①		【変更できない仕様】 「メイン進入路は敷地東側から、また、非常用進入路は敷地西側から設けること。(進入路位置は添付資料12,13 施設配置・動線計画図参照)」とありますが、これを満足した上で、他進入路をご提案することは可能でしょうか。	進入路位置は添付資料の位置としてください。
380	外周フェンスについて	92	5	4	4		イン プット 仕様 ①		「事業区域全周にフェンスを設けること」とありますが、既存工場取合い側は既存工場の解体時に撤去が必要と思われるため、ネットフェンス(H=1.2m程度)で提案することは可能でしょうか？	計画は敷地内管理境界用のフェンスはご提案内容にある程度のもので結構です。詳細は協議とします。
381	周辺との調和機能	92	5	4	4		イン プット 仕様 ①		「付替え水路に設ける堰は、転倒ゲート(巻上げ機)及びスライドゲートとすること」とありますが、具体的な仕様(手動・電動など)、材質等を御教示願います。	転倒ゲートの材質はステンレスとします。水密方式は前面3方ゴム水密とします。巻上機型式は手動ワイヤーロープ式(フロートによる自動倒伏)とします。その他の仕様については、詳細設計時に協議するものとします。 スライドゲートの材質はステンレスとします。水密方式は前面3方ゴム水密とします。巻上機型式は手動ラック式(丸ハンドル型・自重降下装置付・ラックカバー及び鳥害針付)とします。扉体構造は水位調整用の切欠2ヶ所設置(角落し板取付用)、角落し板(防腐加工)を含むものとします。その他の仕様については、詳細設計時に協議するものとします。

No	質問事項	対応頁	章	節	項	小項目①	小項目②	小項目③	意見・質問内容	回答
382	周辺との調和機能	92	5	4	4		イン プット 仕様 ①		湛水対応調整池の地下水の漏水防止、浮力対策については、代替対策も含め、各社提案が可能と理解してよろしいでしょうか？	機能が満足すれば提案可能です。
383	周辺との調和機能	93	5	4	4		イン プット 仕様 ①		「フェンスの高さは1.8mとし」とありますが、前回質問回答NO357では既存工場のフェンス高さが1.5mとなっています。外周フェンスについては、事業区域内既存工場部分の撤去、更新が必要でしょうか？	今回施設のフェンスの高さは1.8mとします。事業区域内既存工場部分の外周フェンスについては、一部撤去する必要がありますが、それ以外の部分については既存のフェンスをそのまま利用するものとします。
384	建物及び煙突等の配置について	93	5	4	4		イン プット 仕様 ②		添付資料23における南側からのオフセットの距離をご教示願います。また、同心円の中心位置をご指示願います。正確な施設計画を行う上で添付23のCADデータをご提示願います。	前段については、法規制によるため、提案とします。中段については、提案による協議とします。後段については、資格審査通過者全員に汎用形式で保存した現況図(平面図)のCADデータを配布します。
385	周辺との調和機能	93	5	4	4		イン プット 仕様 ②		「建物及び煙突等の配置については、添付資料23に示すよう、周辺民家等から適切な離隔をとること」とありますが、正確な情報で設計したいため、CADデータを提供していただけないでしょうか？	No.384をご参照ください。
386	施設外観	93	5	4	4		イン プット 仕様 ②		「建築物、構造物、樹木等に鳥の巣ができにくいように配慮すること。」とありますが、現状対応に苦慮されている鳥の種類および営巣の箇所がありましたらご教示ください。	周辺環境への影響を考慮して記載したもので、現状での実例はございません。
387	防犯モニターについて	94	5	4	4		イン プット 仕様 ②		「歩行者通路には屋外灯及び防犯モニタを設置すること。」とありますが、監視カメラを設置すると解釈してよいでしょうか。	記載のとおり、照明と防犯のためのモニタリングができれば結構です。内容は提案によります。
388	屋外灯について	94	5	4	4		イン プット 仕様 ②		「屋外灯は輝度均斉度を確保すると共に、施設全体において影が生じない配置とすること。」とありますが、輝度均斉度は、「国土交通省 道路照明施設設置基準」に準拠すると考えてよいでしょうか。また輝度均斉度は道路部分以外も確保する必要があるでしょうか。	ご理解のとおりです。道路部分以外については、影を生じない配置としてください。(参考)輝度均斉度とは、輝度分布の均一の程度をいう。
389	周辺との調和機能	94	5	4	4		イン プット 仕様 ②		「歩行者通路には屋外灯及び防犯モニタを設置すること」とありますが、工場敷地入口から管理棟までの歩行者通路の可否について御教示願います。	歩行者通路の設置位置は提案によりますが、管理区域内全体について計画してください。
390	周辺との調和機能	94	5	4	4		イン プット 仕様 ②		「メイン進入路の門扉は既存工場入口の門扉を利用すること。」とありますが、既存流用と考えるとよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、必要な補修は行ってください。
391	周辺との調和機能	94	5	4	4		イン プット 仕様 ②		「西側に設置する非常用進入路の門扉はメイン進入路と同様の意匠に配慮した門とし、引込仕様の門扉を設置すること。」とありますが、メイン進入路門扉と同じ仕様・材質のものとしてよろしいでしょうか。	提案によりますが、メイン進入路と同じでも結構です。
392	見学・展示機能について	96	5	5	1		イン プット 仕様 ②		施設運転状況表示設備として77頁の見学者ホール用データ処理端末の画面を大型ディスプレイ表示することでもよろしいでしょうか。	表示設備の設置意図をご理解の上、計画ください。内容は提案によります。
393	見学・展示機能について	96	5	5	1		イン プット 仕様 ②		大会議室にITV装置のモニタ等を設置し、本施設の稼働状況をリアルタイムで把握するとの記載がありますが、別途、同室に設置される大型マルチスクリーンへITV画像を取り込むことで計画してもよろしいでしょうか。	質問No.392をご参照ください。
394	見学・展示機能	96	5	5	1		イン プット 仕様 ②		「雨水の有効利用が図れる設備を設置し、設備の一部(集水タンク等)は見学者が視認できる位置に設置すること」と記載がありますが、設備の一部とは雨水利用の散水栓が視認できるということでもよろしいでしょうか？	環境学習のために設置するという意図をご理解の上、計画ください。内容は提案によります。
395	展示物、展示資料、映像ソフト等	97	5	5	1		イン プット 仕様 ②		展示物、展示資料、映像ソフト等については、必要に応じて更新等の対応を行うこととありますが、更新等に要する費用は運営事業の中に見込んでおけば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
396	計測項目・頻度について	98	6	1	(1)		具体的 な運 営仕 様 ①		添付資料24において、ごみ質の計測項目内に塩基度とありますが、塩基度を計測する目的をご教示願います。	塩基度については、削除します。

No	質問事項	対応頁	章	節	項	小項目①	小項目②	小項目③	意見・質問内容	回答
397	計測の頻度について	98	6	1	(1)		具体的な運営仕様①		「計測の頻度は添付24に示す」とあり、添付24に「稼働初期」、「安定操業期」それぞれの計測頻度が明記されていますが、「稼働初期」と「安定操業期」の具体的な定義をご教示願います。	稼働初期は、稼働後、要監視基準値や停止基準値を超えることがなければ、稼働後1年間となります。この間に基準値を超える事態が生じた場合には、設備や運転方法等の改良により、数値が超えないことが確認された後、1年間となります。稼働初期以降が、安定操業期となります。なお、安定操業期でも、基準値を超える事態が生じた場合は、計測頻度を稼働初期の回数に戻していただきます。
398	副生成物	99	6	1	(1)		具体的な運営仕様①		【変更できない仕様】 「基準未達の副生成物の処理は運営事業者の負担と責任において適正に行うこと。」とありますが、主灰(=副生成物)において異物除去後の品質を満足できない事象が生じた場合、その扱いを主灰異物とみなし、扇田環境センターでの埋立処分とさせていただけないでしょうか。	性能未達にならないよう、機器設計、運転管理を行ってください。
399	運転業務の性能要件	99	6	1	(1)		具体的な運営仕様②		早朝搬入時(6:00~7:30)には一般直接搬入車は、来ないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
400	ごみ受入れ時間について	99	6	1	(1)		具体的な運営仕様②		ごみ受入れは昼食時間(12:00~13:00)の間は行わないものと考えてよろしいでしょうか。	昼食時間中も受け入れが必要です。
401	搬入時間に付いて	99	6	1	(1)		具体的な運営仕様②		早朝搬入について、「早朝搬入:日曜祭日を含む原則毎日 6:00~7:30」とありますが、 ①「添付資料 26 ごみ受入日」では、祝日についてはハッピーマンデー以外早朝搬入が「×」になっております。ハッピーマンデーを除く祝日については早朝搬入は無いものと理解して宜しいでしょうか。 ②早朝搬入における1日あたりの最大搬入車両台数と平均台数の実績データをご教示下さい。 ③早朝搬入時の、計量員につきましては、現状の配置体制をご教示下さい。	①についてはご理解のとおりです。 ②については最大40台、平均30台程度です。但し、正月明けの最初の早朝搬入においては、平均台数の倍程度の搬入があります。 ③については、計量棟、プラトホーム監視室、プラトホーム誘導・清掃等を担当する者として合計2名程度の配置をしています。提案の際には安全管理を最優先とした体制としてください。
402	搬入時間に付いて	99	6	1	(1)		具体的な運営仕様②		「一般搬入:月~土曜日 8:30~16:30」とありますが、現在12:00~13:00(昼休み時間帯)に関しては受入を実施されているか否かご教示下さい。	No.400をご参照ください。
403	運転業務の性能要件 運転業務 具体的な運営仕様	100	6	1	(1)		具体的な運営仕様②		「徴収した廃棄物手数料を原則として翌営業日に指定金融機関へ払い込むこと」とありますが、金融機関への手数料は不要と理解して宜しいでしょうか。必要な場合は、手数料額をご教示頂くと共に、運営事業者の手数料負担を抑えるため、週単位や月単位等で払い込みをすることを検討頂けないでしょうか。	振込手数料は不要です。
404	受入種類区分について	100	6	1	(1)		具体的な運営仕様②		「一般の住民から(中略)種類ごとのごみ受入管理を行なうこと。」とありますが、「種類ごと」の区分の考え方を教示下さい。	処理不適物、可燃性粗大ごみ及び、可燃ごみを指します。詳細については協議とします。
405	運転業務の性能要件について	100	6	1	(1)		具体的な運営仕様②		「即納(搬入の都度の支払い)の手数料については、(中略)原則として、翌営業日に指定金融機関へ払い込むこと。」とありますが、指定金融機関への振込手数料は、貴市のご負担と解釈してよろしいでしょうか。	質問No.403をご参照ください。
406	後納料金について	100	6	1	(1)		具体的な運営仕様②		「後納(月払い)については、毎月搬入車ごと受入量、手数料の月集計を行い、当該集計結果を市担当課へ送付する。」とありますが、後納取扱いの許可業者に係る料金徴収業務及び債権回収不能リスクに関しては、貴市御負担と理解して宜しいでしょうか。	集計結果に対するリスクは運営事業者にあります。それが、それ以降のリスクに関してはご理解のとおりです。
407	運転業務の性能要件について	101	6	1	(1)		具体的な運営仕様②		燃焼ガス温度の連続記録とはDCSのトレンドもしくは帳票を用いた記録という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
408	バックアップ用ボイラの運転について	101	6	1	(1)		具体的な運営仕様②		「2炉停止中でもハウス園芸施設への熱供給はバックアップ用ボイラを使用して行う」とありますが、2炉停止中は余熱利用施設への熱供給は不要と理解してよろしいでしょうか。	ハウス園芸施設への熱供給に余裕があり、4GJ/hの範囲であれば、余熱利用施設へも熱供給を行ってください。余裕がない場合はご理解のとおりです。

No	質問事項	対応頁	章	節	項	小項目①	小項目②	小項目③	意見・質問内容	回答
409	副生成物	101	6	1	(1)		具体的な運営仕様②		【変更できない仕様】 「副生成物の性状確認を適切な頻度で実施すること。(主灰の塩素濃度を含む。)」とありますが、添付資料24では、日発生量・熱しやく減量の測定項目しか明記されておりません。測定項目並びに頻度をご教示願います。	提案によります。
410	運転を開始する場合(立ち上げ時)のごみ投入時の炉内温度	101	6	1	(1)		具体的な運営仕様②		立ち上げ中の排ガスは、排ガス処理設備(集じん装置及び薬剤噴霧装置)を通ガスすることで、通常運転時と同等な排ガス処理性状にまで有害ガスを除去でき、安全性、環境保全性は十分に確保されます。また、「運転を開始する場合には(中略)、炉温が850℃以上となった時点からごみを投入すること。」とありますが、仮に、炉温400℃の時点でごみを投入するとした場合、助燃装置での昇温に必要な燃料(灯油)の使用量は45%以上削減できる試算になります。よって、燃料使用量削減および地球温暖化防止(化石燃料使用によるCO <sub>2</sub> 排出量の削減)の観点から、各社の実績に基づき、たとえばごみ投入時点の炉温を400℃として提案してもよろしいでしょうか。	立ち上げ中のごみ投入時期を850℃未満を選択する場合、排ガス性状のみならず、焼却残さ(主灰、飛灰)の排出基準などすべての影響について安全性、環境保全性の確保が可能で環境性能の向上が見込まれることが確認できれば、提案可能です。
411	契約時届出について	102	6	1	(1)		具体的な運営仕様③		「契約時に届出をした運転作業員の変更時には市の了承を得ること。」とありますが、 ①要求水準書の範囲内(事業者提案で上乘せがある場合はその範囲内)の変更については、了承いただけるものと理解してよろしいでしょうか。 ②その他項目においても「了承」という言葉が散見されますが、DBO事業ということも踏まえまして、要求水準書の範囲内(事業者提案で上乘せがある場合はその範囲内)における変更については、事業者裁量を尊重しお認めいただけるものと理解してよろしいでしょうか。	市は変更後の運転作業員の役割と所有資格、経験、教育の程度等をチェックし、施設の安定運転に支障がないことを確認した上で了承します。
412	技術基準の改正	103	6	2			具体的な運営仕様②		法令改正等により技術基準が改正された場合の新しい技術又は運営手法等の導入に伴う追加費用は、実施方針【修正版】添付資料3「事業に係るリスク分担(案)」に記載のある「リスク項目:制度・法令変更」の分担に基づき、貴市のご負担と考えてよろしいでしょうか。 また、制度・法令変更以外の場合は、事業者が負担すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
413	維持管理・補修業務の性能	104	6	2			具体的な運営仕様④		沈下計測の頻度について御教示願います。	要求水準書には「盛土による残留沈下の測定を敷地四隅の定点で実施すること。」と記載しておりますが、この意図としては施設の最低限の機能が保たれる様に、その確認として沈下計測を行うものと考えております。頻度については、提案による協議とします。
414	清掃・警備・防災業務の性能要件	105	6	3			具体的な運営仕様①		道路清掃に関しては、清掃車両による清掃ではなく、車道に落ちたごみを適宜拾う程度と理解します。	清掃車両による清掃は想定していませんが、車道に落ちたごみによる道路の汚れは、回収と併せて清掃を行うものとします。 また、清掃のタイミングとしては、前回実施方針質疑回答No.36での回答程度を想定しています。
415	運営管理業務の性能要件について	107 112	6	4			求める性能要件⑨		排ガス性能などの性能情報を市民に積極的に開示することと記載がありますが、その手法についてご教示下さい。	情報公開の意図をご理解の上計画下さい。内容は提案によります。
416	運営管理業務の性能要件について	107 112	6	4			求める性能要件⑨		ホームページによる情報公開を行える情報を市に提出することと記載がありますが、ホームページのソフト改造は御市にて対応いただけると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
417	保険加入について	107	6	4			具体的な運営仕様①		保険契約の内容について、事前に市の承諾を得ることとありますが、落札者として選定された場合は、提案でお示した内容は承諾を得たものと考えてよろしいでしょうか。	原則提案内容のとおり付保いただければ結構です。但し、審査プロセスや契約協議時に指摘があった場合、付保内容の変更を求める場合があります。
418	性能未達について	107	6	4			具体的な運営仕様①		「性能未達により、本施設の稼働を停止した場合、(以下略。)」とありますが、「性能未達」は「停止基準値超過時」と読替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
419	稼働停止中の負担金について	108	6	4			具体的な運営仕様①		「本施設の稼働停止中のごみ処理は運営事業者の負担と責任において適正に行うこと」とありますが、これは性能未達により本施設の稼働を停止した場合の仕様という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	質問事項	対応頁	章	節	項	小項目①	小項目②	小項目③	意見・質問内容	回答
420	第三者機関によるモニタリング	109	6	4			具体的な運営仕様②		「運営事業者は、市が必要と判断した時に、第三者機関による運営管理状況のモニタリングを受けること。」とありますが、本モニタリングは、要求水準書8頁 1-2-4-3(3)「本事業の実施状況のモニタリング」における「市は自らの負担で、本施設に係る追加の計測及び分析を行うものとする。」に該当するものと解釈してよろしいでしょうか。	運営事業者が自らの費用で適切なセルフモニタリングを実施する必要があります。一方、市が別途、第三者機関によるモニタリングが必要と判断し、当該モニタリングは受託者が本来行うべきものと判断できない場合、市が当該費用を負担します。
421	事業終了時に良好な状態での引き渡しを行えること	109 110	6	4			具体的な運営仕様③		「事業期間終了後も継続して5年間にわたり使用することについて、支障のない状態」とありますが、これは、この5年間に必要ならば、ろ布、触媒等の消耗品も交換頂けると考えてよろしいでしょうか。	提案時の補修計画に明記されている交換、補修等に関してはご理解のとおりです。
422	運営管理業務の性能要件 具体的な運営仕様	111	6	4			具体的な運営仕様④		搬入ごみの品目別に組成調査(12回/年)について、通常のホップステージでのごみ組成の分析と考えてよろしいでしょうか 「収集可燃ごみ」と「持込可燃ごみ」とした場合、「持込可燃ごみ」について直接搬入ごみ、再資源化処理残さ、あわせ産廃、可燃性粗大ごみと分けるのでしょうか。	前段はご理解のとおりです。 後段は添付資料24の(注)にあるようにサンプル数は協議によるものとします。分析方法、頻度、種別については御提案ください。
423	搬入ごみの品目別組成調査	111	6	4			具体的な運営仕様④		「搬入ごみの品目別に組成調査を定期的実施すること(12回/年)。」とありますが、品目別組成調査とは具体的にどのようなものをお考えかご教示願います。	質問No.422をご参照ください。
424	定期検査時のごみの受入れについて	111	6	4			具体的な運営仕様⑤		定期検査時における全炉停止期間には、東部環境工場へのごみの搬入は可能でしょうか。	搬入調整により可能です。
425	東部環境工場等との連携について	111	6	4			具体的な運営仕様⑤		東部環境工場が定期点検中に、同工場から新西部環境工場へごみの搬入がありますでしょうか。ごみの搬入がある場合、東部環境工場の定期点検の時期と期間をご教示下さい。	前段についてはご理解のとおりです。後段については、通常1月から3月に定期点検を行っており、搬入調整についてはごみ量、停止期間により変動します。
426	運営管理業務の性能要件 具体的な運営仕様	111	6	4			具体的な運営仕様⑤		東部環境工場等における運転計画との整合性が合わなく、御市の指示によりごみ量変動が生じ特定供給先へ電力供給が100%できない場合については、運営事業者の責にならないものと理解します。	ごみ量変動による費用の増減については協議対象です。詳細は募集要項(第2部)契約書(案)をご参照ください。
427	市職員への研修について	111 112	6	4			具体的な運営仕様⑤		市職員を対象とした本施設に関する研修やプラント関連に関する研修等を定期に実施することとありますが、具体的なイメージをご教示願います。また研修を実施する費用は運営事業の中に見込んでおけば宜しいでしょうか。	前段は提案によります。 後段はご理解のとおりです。
428	市使用備品の管理	112	6	4			具体的な運営仕様⑤		机、椅子等の備品については、リスク分担の観点から、実際に使用する者が管理するのが最も合理的と考えます。 従って、御市が使用する備品の管理は、御市で実施頂きますよう、お願い致します。	通常管理は使用者である市が行いますが、交換、補修等は運営事業者の範囲とします。
429	備品管理	112	6	4			具体的な運営仕様⑤		「市が使用する備品関係(机、椅子等)について適切な管理を行うこと。」とありますが、貴市職員事務所にて使用される備品関係の管理については、民間事業者による管理は保安管理上難しいものと思慮いたします(パソコン、貴市特有のデータ等が存在する為)。つきましては、貴市職員事務所内の備品関係については、貴市にて管理いただけるものと理解してよろしいでしょうか(必要な費用負担を含)。	質問No.428をご参照ください。
430	保険について	112	6	4			具体的な運営仕様⑦		市が所有する本施設建物・設備に対して、市は共済等火災保険に類似する救済・保険に加入されますか。加入される場合は共済・保険内容についてもご教示下さい。	全国市有物件災害共済により災害保険を掛けています。保険対象災害は火災、落雷、破裂・爆発、風災・水災等で地震・津波は対象外です。補償対象は建物(建築設備含む)のみであり、プラント部分は対象となっておりません。なお、事業者側の過失による場合は保険の適用にはなりません。 また、外部の人間が施設内で怪我を死亡し、その法律上の賠償責任が市にある場合にその損害をてん補する保険にも加入しています。
431	保険について	112	6	4			具体的な運営仕様⑦		万が一、SPCの過失等(故意は除く)により、本施設の建物・設備に損害を与えた場合に、市が共済等に加入されているケースでは、まず市が加入する共済等の共済金を損害に充当し、当該共済等で不足する損害等につきSPCに損害賠償を請求するという対応は可能でしょうか。	SPCの過失による場合、一義的に市の共済等で損害に対する支払を行ったとしても、最終的には、共済等による当該損害への支払額を含め、SPCに全額の損害賠償を行っていただきます。また、SPC側の過失の場合、市の加入する共済では保険が適用されないため、SPC側で保険の加入をしてください。

No	質問事項	対応頁	章	節	項	小項目①	小項目②	小項目③	意見・質問内容	回答
432	見学者対応が適切に行われていること	112	6	4			具体的な運営仕様⑧		添付資料28に海外視察があるとこののですが、海外視察の対応もSPC所掌となるのでしょうか？また、海外とはどのような国で、必要言語は何ですか。	海外視察についての現場対応はSPCに求めますが、その場合の通訳は市または視察者側で用意することになります。
433	特定供給先の負荷パターン	添付資料1							特定供給先の負荷パターンについて、各季節の該当月を御教示願います。また、考慮すべき日による違いがあれば御教示願います。	質問No.40をご参照ください。
434	特定供給先の負荷パターン	添付資料1							特定供給先の負荷パターンについて、各季節別、時間帯別の負荷の値は最大値を示し、年間電力量が計画で見込むべき年間の特定供給量との理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
435	特定供給先の季時別負荷	添付資料1							ご提示頂いた負荷パターン及び年間電力量に基づき、各施設の年間稼働日数を試算すると、概ね新区役所:112日/年、余熱利用施設143日/年となり、著しく稼働日数が少ないと思われま。特に新区役所は、年間30%程度の稼働日数となっていることから、需要率が極めて高い設定となっている昼間(8:00～18:00)700kWの負荷設定の低減について再考頂けませんでしょうか。	No.434をご参照ください。各施設の年間稼働日数は概ね新区役所:250日/年、余熱利用施設312日/年となります。
436	特定供給先の負荷パターンの季節区分について	添付資料1							春・秋季、夏季、冬季に区分され、年間電力量をそれぞれ800、200MWhと示されていますが、各社の用役等算出基準を統一するため、それぞれの季節が何月～何月に相当するのをご教示願います。また、年間電力量の算出根拠となる稼働日数をご教示願います。	前段については、No.40をご参照ください。後段についてはNo.435をご参照ください。
437	特定供給先の負荷パターン	添付資料1							(1)添付資料1特定供給先の負荷パターンの中、負荷(kW)の容量は年間電力量(MWh)の数値からみて設備容量と想定されます。運転容量(実際に消費する最大電力)又は需要率をご教示願います。 (2)添付資料1特定供給先の負荷パターンは、平日のデータと思われる。休日の負荷パターン及び運転容量(実際に消費する最大電力)又は需要率をご教示願います。	(1)については、設備容量は要求水準書P5図表1-2に示すとおりです。添付資料1に示す値が運転容量(実際に消費する最大電力)としてください。 (2)については、実績値がございませんので、夜間の最大値で想定してください。
438	園芸ハウス参考単価	添付資料2							「蒸気量(温水に必要な)1m <sup>3</sup> につき500円」とありますが、温水熱交換器での蒸気の入口、出口の蒸気条件によって、蒸気量と容積が異なります。単価は供給量が明確になるもの(熱量又は温水量又は基準蒸気条件での蒸気量)にて設定する必要があると考えます。基準となる蒸気条件等の御提示願います。	蒸気の供給条件についてはNo.49をご参照ください。蒸気の供給量については、熱交換によって生じるドレン生成量を基準として供給量を換算しています。
439	園芸ハウスの負荷パターン	添付資料2							1月の負荷パターンのみが示されていますが、その他の月もパターンを設定する必要があります。その他の月も同様のパターンで行なうものと理解してよろしいでしょうか？	同様の負荷パターンで計画して下さい。
440	園芸ハウスの負荷パターン	添付資料2							園芸ハウスおよび余熱利用施設への熱供給量は、提示の負荷パターンにより算出される合計供給量にて計画してよいものと理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
441	余熱利用施設負荷パターン	添付資料2							余熱利用施設の月毎の営業日数をご教示願います。	No.34をご参照ください。
442	園芸ハウスの蒸気使用量	添付資料2							熱供給を行う、園芸ハウスの位置と過去5年間の蒸気使用量の実績をご提示いただいておりますが、既存工場が供給している園芸ハウスの規模(棟数、面積等)と、本事業で想定するそれは、同等と考えてよろしいでしょうか。	添付資料2の内容で計画ください。
443	園芸ハウスの参考単価	添付資料2							園芸ハウスの温水に必要な供給条件として「温度摂氏60度から摂氏80度」とあり、要求水準書5頁1-2-3-2(6)の図表1-3には園芸ハウスの温度が80℃とあります。これは、80℃の温水供給が可能な設備とし、運転上は60～80℃の温度の温水を供給するものと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
444	余熱利用施設への熱供給量	添付資料2							要求水準書69頁5-2-1②に「余熱利用施設とハウス園芸施設へは合計4GJ/h以上供給できること。」とあり、添付資料2に設備への負荷パターンが示されていますが、余熱利用施設への最大熱供給量(設備容量)は、添付資料2にて示された負荷パターンをもとに決定するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	質問事項	対応頁	章	節	項	小項目①	小項目②	小項目③	意見・質問内容	回答
445	余熱利用施設への熱供給量	添付資料2							要求水準書69頁5-2-1②に「余熱利用施設とハウス園芸施設へは合計4GJ/h以上供給できること。」とあり、添付資料に負荷パターンが示されています。余熱利用施設と園芸ハウスへの供給熱量は、合計4GJ/hを超える負荷となる時間帯が見受けられます。このうち例えば4GJ/hを蒸気で、不足分を温水ボイラ(予備ボイラ)で熱量を賅う計画としてよろしいでしょうか。あるいは、これら施設への供給熱量は全量蒸気により賅う必要があるのでしょうか。	予備ボイラで賅う計画でも結構です。ただし、発電効率17%とした後の余剰蒸気の使用を最優先とした上で、さらに不足が生じる場合について予備ボイラで賅うこととします。
446	(欠番)									
447	(欠番)									
448	完成時の提出書類	添付資料8							「⑧CADデータ(*CADソフトを含む。)」とありますが、図面類のCADデータはPDF形式での提出とさせていただきます。あるいは、これら施設への供給熱量は全量蒸気により賅う必要があるのでしょうか。	PDFのみでは閲覧しか出来ないため、維持管理をする上での二次使用を可能とするため、原則CADソフトも添付することとしています。汎用CADソフトで図面の閲覧・加工が十分に可能な形式の場合はソフトの添付は不要です。
449	解体工事範囲	添付資料10、12,13							新工場入ロランプウェイに近接する、解体範囲の区分フェンス(図中赤鎖線)について、添付資料10と12・13で位置・形状が異なるように見受けられますが、どちらを正と考えて宜しいでしょうか。	添付資料12、13を正と考えてください。
450	工所用搬入路について	添付資料11							添付資料11に示す以外の搬入路の使用は誘導員を追加すれば、使用可能でしょうか。	基本的には添付資料11に示す搬入路のみとなります。やむをえない事情がある場合には、その都度協議とします。
451	仮設工事範囲について	添付資料11							添付資料11に示す工所用搬入路を使用する場合、正門前右折用とコーナー部左折用に敷地部分を搬入路として拡幅工事する必要が想定されますが、ご理解頂けるものと判断して宜しいでしょうか。	正門前右折用とコーナー部は、現状のままで右折可能と判断しております。しかし、安全上必要であれば敷地部分を搬入路として拡幅してもかまいません。また、その先の左折用コーナーは、敷地部分を搬入路として拡幅工事するものと考えております。ここで、拡幅工事を行った部分については、工事完了後現況復旧する必要があります。
452	配置計画図	添付資料12,13,22,23							工場棟配置計画図、調整池計画平面図のCADデータをご提示願います。	質問No.447をご参照ください。
453	施設配置・動線計画図について	添付資料12,13							添付資料「施設配置・動線計画図」に倉庫・車庫の記載がありますが、大きさ、構造、駐車台数等指定がありましたら、ご教示下さい。	質問No.287をご参照ください。
454	新区役所送電資料	添付資料15							新西部環境工場～西区役所間の電線路が、地下埋設ルートで記載されていますが、新西部環境工場および西区役所の構内のみ、地下埋設とし、敷地外間の電線路は、架空配線(九州電力(株)工事と同様に電柱(配電線)を設置)とさせていただきます。	落雷等による停電の影響を回避するため、地下埋設とします。
455	西区役所との電源取り合い	添付資料15							(1)工場と西区役所の責任分界点につき、西区役所高圧受電盤(工場用)のVCB一次側までを工場の責任範囲とする。とありますが、責任分界点はVCBの上流のDS(断路器)一次側と考えてよろしいでしょうか。(2)高圧切替盤と高圧受電盤(電力会社)、高圧電盤との接続はケーブル配線と考えてよろしいでしょうか。	(1)(2)ともにご理解のとおりです。
456	新区役所送電資料 ・西区役所平面図 赤線(太線):送電線敷設ルート ・西区区役所単線結線図、電気室平面図	添付資料15 4,5頁							新西部環境工場～西区役所間の高圧ケーブル敷設用に、西区役所構内に、予備管(FEP80)×1を御用意して頂いていますが、この予備管は、1F電気室の①高圧受電盤(工事受電用)(工事範囲)下部まで敷設されているのでしょうか。	電気室内はピット構造になっていますので電気室内はこがし配線になります。
457	計測項目・頻度	添付資料24							「※2飛灰の安定化処理は、・・・この緊急時の最終処分ができるよう、直近の計測から6か月を超えない期間のうちに計測を行うこと。」とありますが、これは通常の飛灰処理が安定継続していても、6ヶ月に1回は、薬剤処理を行い計測サンプルを採取して分析を実施するとのお考えでしょうか。	設備維持管理上の運転確認を含め、6ヶ月に1回程度の計測が必要と考えています。
458	計測項目	添付資料24							ごみ質の分析項目に塩基度がありますが、ストーカ式焼却施設の運転においては不要な項目と思慮いたします。よって分析項目から塩基度を削除してもよろしいでしょうか。あるいは、分析が必要な場合はその分析方法および目的についてご教示ください。	No.396をご参照ください。

No	質問事項	対応頁	章	節	項	小項目①	小項目②	小項目③	意見・質問内容	回答
459	計測項目	添付資料24							「注)4から16までについては、各炉(各系統)ごとに計測を行うこと。」とありますが、飛灰処理物については各炉ごとの計測が難しいため、飛灰処理物の溶出試験およびダイオキシン類含有量試験は、テーブルテストにて代用してよろしいでしょうか。 あるいは、実機の運転が必要な場合は、各炉ごとではなく2炉共通の試験とさせていただきますようお願いいたします。また、この場合、試験のために実機運転を行って作成した飛灰処理物のうち、試験に供せず残渣となったものについては、ペナルティーなく無償にて最終処分場において受け入れてもらえるものと解釈してよろしいでしょうか。	飛灰処理物に関しては各炉共通で結構です。主旨については、質問No.457をご参照ください。また、残渣はペナルティーなく無償にて最終処分場において受入れます。その他の処分方法があれば御提案ください。
459-2	計測項目	添付資料24							悪臭の項目については、本編 図表1-7参照となっていますので、特定悪臭物質についてはの濃度のみを測定するだけでよいのでしょうか。それとも、あわせて臭気指数の測定も必要でしょうか。	臭気指数の測定もあわせて実施してください。
460	道路美化・清掃範囲図	添付資料27							清掃の頻度について、御教示願います。	前回回答のとおりとします。
461	既設西部環境工場の工場棟の高等	—							工場棟高さ、工場棟炉室部分の幅等の「要求水準書質疑No.416 添付資料」から読み取る事の出来ない既設西部環境工場の主要な建屋寸法をご教示下さい。	【要求水準書質疑No.461添付資料】現西部環境工場立面図をご参照ください。
462	既設工場見学について								既設工場敷地内、既設工場棟内および特定供給先の施設等の現地確認が必要なため、見学の機会を設けてください。	既設工場棟現地確認については質問No.17をご参照ください。 特定供給先(新区役所)については現在建設中のため施設内の確認までは出来ません。
463	全般								前回5/30公表の「要求水準書(案)に関する意見・質問への回答」及び7/20公表の「要求水準書(案)に関する意見・質問への回答(追加)」の内容は、有効なものと解釈します。	ご理解のとおりですが、入札公告後の募集要項及びその質疑回答と内容が異なる場合は、募集要項及びその質疑回答の内容が優先します。
464	全般								「参考となる仕様の代替仕様に関する採否の判断については、対話の際に提示のこと」との回答を5/30に頂いております。この「対話」とは、9/15,16の応募者との対話を指すものと理解しますが、提案不採用の場合には計画・見積変更となりますので、9/2の対話用資料提出後、可能な限り前倒しでの対話日設定を再考願います。また、対話に関する全回答は、対話日当日もしくは対話日終了後速やかに回答頂けるようお願いいたします。	回答については、対話時に行います。提案内容が不採用となる事態も想定したうえで、計画、見積をお願いいたします。
465	要求水準書の修正内容について								7月21日午前9時に修正された要求水準書(7月22日公開)について、7月20日公開版からの変更点をご教示ください。(できれば修正箇所対照表の提示をお願い致します。)	現在の公開版を正としてご理解ねがいます。
466	要求水準書(案)に関する意見・質問への回答について								H23.5.27、H23.5.30、及びH23.7.20に公表された、実施方針・要求水準書(案)に関する意見・質問への回答はH23.7.20の入札公告以降も有効と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、入札公告後の募集要項及びその質疑回答と内容が異なる場合は、募集要項及びその質疑回答の内容が優先します。
467	要求水準書(案)に関する意見・質問への回答								要求水準書(案)に関する意見・質問への回答から、要求水準書において変更されている箇所は、要求水準書が正であり、変更されていない箇所は要求水準書(案)に関する意見・質問への回答が正と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、入札公告後の募集要項及びその質疑回答と内容が異なる場合は、募集要項及びその質疑回答の内容が優先します。
468	前回質問回答NO17 処理対象物の適正処理								飛灰のサンプルの提供方法について、御教示願います。	入札参加資格審査通過者へ募集要項(第2部)と共に案内いたします。